

全国厚生労働関係部局長会議

令和3年1月
子ども家庭局

《 目 次 》

1. 保育の充実等	
（1）「新子育て安心プラン」について	1
（2）保育人材の確保に向けた総合的な対策について	10
（3）新型コロナウイルス感染症対策について	12
2. 地域における子育て支援の充実	
（1）放課後児童クラブについて	21
（2）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について	25
3. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	
（1）児童虐待防止対策の強化について	36
（2）社会的養育の充実について	41
（3）ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	44
4. 不妊症・不育症への支援	57
5. 児童福祉施設等の防災・減災対策	61
（参考1）令和3年度子ども家庭局予算案の概要	62
（参考2）照会先一覧	73

1. 保育の充実等

(1)「新子育て安心プラン」について

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の高上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設) **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

新子育て安心プラン

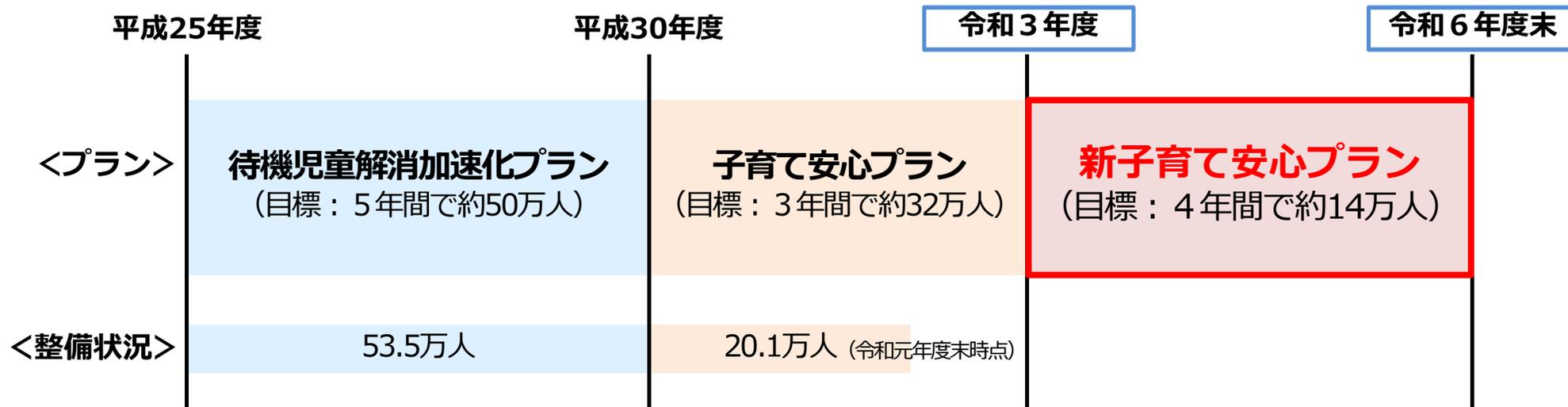
○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

<ポイント>

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- ・地域の特性に応じた支援を実施。
- ・仕事・職場の魅力向上を通じた保育士確保を推進。
- ・幼稚園・ベビーシッターを含めた地域のあらゆる子育て資源を活用。



新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

必要な方に適切に保育が提供されるよう、地域の課題を丁寧に把握しつつ、地域の特性に応じた支援を実施。

○保育ニーズが増加している地域への支援

子育て安心プランにおける保育の受け皿確保の取組を引き続き推進。

<施策例>

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**
- ・待機児童対策協議会に参加する自治体への**改修費等の補助基準額の嵩上げ・先駆的取組への支援**

○マッチングの促進が必要な地域への支援

保護者への「寄り添う支援」を強化し、マッチングを促す。

<施策例>

- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
 - 待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする
- ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
 - 送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う
- ・**利用者の利便性向上のための改修等の補助**対象への追加

○人口減少地域の保育の在り方についても別途検討を進める

②魅力向上を通じた保育士の確保

保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するとともに、職業の魅力を広く発信する。

<施策例>

- ・**情報発信のプラットフォーム構築**
- ・**保育補助者の活躍促進**
 - 「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
 - 待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
 - 現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加
- ・**若手保育士や保育事業者等への巡回支援**の拡充
 - 働き方改革支援コンサルタントの巡回や魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナーの実施を補助対象に追加

③地域のあらゆる子育て資源の活用

利用者のニーズにきめ細かく対応するため、幼稚園・ベビーシッターなど、地域のあらゆる子育て資源を活用する。

<施策例>

- ・**幼稚園の空きスペースの活用**
 - 預かり保育等のスペース確保のための施設改修等の補助を新設
 - 待機児童が存在する市区町村において空きスペースを活用した小規模保育の利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)
- ・**ベビーシッターの活用**
 - 利用料に関する自治体等の助成を非課税所得とする(令和3年度税制改正で対応)
 - 企業主導型ベビーシッターの利用補助を拡充(1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等の取得促進**
 - 育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設(令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定)

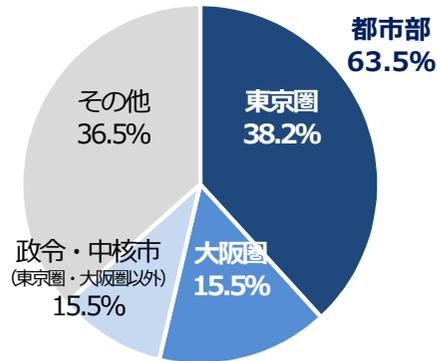
(参考) 保育に関する現状

① 待機児童の現状

市区町村の待機児童の状況は様々。
全国の市区町村のうち約8割の市区町村は待機児童を解消。
待機児童のいる市区町村では以下のような特徴がある。

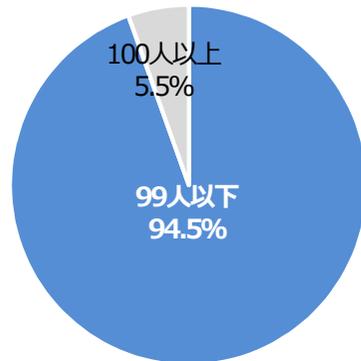
○ 待機児童の6割超が都市部で発生

<待機児童の地域別割合>



○ 待機児童のいる市区町村の9割超が99人以下

<待機児童のいる市区町村の割合>



② 保育士確保の現状

保育士の確保を進めるに当たり、保育業務に関する以下の課題が存在する。

○ 保育士が退職した理由 (複数回答)

仕事量が多い : 27.7%

○ 保育士が再就業する場合の希望条件 (複数回答)

勤務時間 : 76.3%

雇用形態(パート・非常勤採用) : 56.0%

※いずれも「東京都保育士実態調査報告書」(令和元年5月公表)より

③ 地域における子育て資源の現状

地域においては、保育所の他にも、幼稚園・ベビーシッターなどの子育て資源が存在する。

<幼稚園>

- ・令和元年度までに**幼稚園の24.9%が認定こども園に移行**
- ・**預かり保育(3~5歳児)の実施率 : 87.8%** (令和元年度)
- ・**幼稚園等の定員充足率 : 63.0%** (令和元年5月1日)

<ベビーシッター>

- ・主に通常の保育と組み合わせて利用
- ・**企業主導型について利用の補助(1日1枚、月24枚が上限)を実施**

保育の受け皿整備等について

- 令和3年度は、「新子育て安心プラン」の初年度であり、5.9万人分の受け皿整備に対応する予算として、令和2年度3次補正予算案（236億円）と令和3年度予算案（602億円）を合わせて、838億円を計上し、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施することで受け皿整備を支援する。
- 賃貸物件を活用して保育所等の設置促進を図る改修費等補助について、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加えることとしたので、積極的に活用されたい。

保育所等整備交付金

【趣旨】 市区町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の施設整備事業に要する費用の一部を市区町村に交付する。

【対象事業】 ・保育所整備事業 ・認定こども園整備事業（幼稚園型） ・小規模保育整備事業
 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

保育所等改修費等支援事業【拡充】

【趣旨】 賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合等に必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
 (5) 家庭的保育改修等支援事業

【主な補助基準額（案）】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,000千円（① 20,000千円、② 23,000千円）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円（① 32,000千円、② 35,000千円）
	利用（増加）定員60名以上	55,000千円（① 60,000千円、② 63,000千円）

《拡充》ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

(5) 国：1/2、市区町村：1/2 ※ 国：2/3、市区町村：1/3

※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

待機児童対策協議会の設置状況について

○ 現時点で21都府県において設置。当該21都府県における待機児童数は9,704人(全国(12,439人)の約8割)(R2.4.1時点)。

県名	設置日	構成員	協議内容(議題)	(参考) 待機児童数
青森県	H31.2.8	6市町村、保育事業者、保育士養成校、関係機関、学識経験者、保護者	受け皿整備、広域利用、保育人材確保 等	0人
宮城県	H30.5.14	35市町村(全市町村)	市町村間の課題共有及び解決策の検討 等	340人
秋田県	H30.5.9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	保育人材の確保 等	22人
山形県	H30.10.29	28市町	協議会が別に定める	0人
福島県	H30.7.2	19市町村(待機児童がいる又は安心プラン採択自治体)、子ども・子育て会議委員	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有(横展開)	141人
埼玉県	H30.5.24	25市(待機児童が概ね20人以上)、県が必要と認める市町村	広域的な調整、特に専門性の高いもの、好事例の横展開 等	1,083人
千葉県	H30.8.27	30市町	保育の受け皿整備、保育所等の広域利用(広域連携)、保育士の確保 等	833人
東京都	H30.6.8	53市区町村	協議会が別に定める	2,343人
神奈川県	H30.7.9	33市町村(全市町村)	受け皿確保の促進、保育人材の確保 等	496人
静岡県	H31.2.28	30市町	受け皿整備、保育人材確保 等	122人
愛知県	H31.4.1	54市町村(全市町村)	協議会が別に定める	155人
滋賀県	H30.8.21	19市町(全市町)	保育人材確保、広域利用 等	495人
大阪府	H30.8.27	43市町村(全市町村)	協議会が別に定める	348人
奈良県	R1.7.1	11市町	協議会が別に定める	201人
岡山県	H30.5.24	12市町(待機児童がいる自治体)	協議会が別に定める	403人
香川県	R2.3.17	17市町(全市町)	保育の受け皿確保に関する事、保育人材の確保及び資質の向上に関する事、待機児童の解消及び発生防止に向けた情報の共有等に関する事、その他協議会で必要と認める事項に関する事	64人
愛媛県	R2.1.7	20市町(全市町)	保育の受け皿整備の推進、保育人材の確保・資質の向上、保育に関する情報の共有・調整 等	55人
福岡県	H30.12.25	60市町村(全市町村)	待機児童の解消、保育士の確保 等	1,189人
佐賀県	H31.1.29	20市町(全市町)	協議会が別に定める	49人
長崎県	R1.5.16	21市町(全市町)、長崎県保育協会、長崎県内指定保育士養成施設	待機児童解消対策に関する市町村間の情報共有等	0人
沖縄県	H30.10.22	23市町村	受け皿確保の促進、保育所等の広域利用の推進等	1,365人

※ 議題内容は設置届出書に記載のあった内容であり、その詳細は協議会の中で決定される。

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

1. 受け皿整備等



(1) 保育所等改修費等支援事業（市区町村）

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の高上げ

- ※ 補助基準額
賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合)
35,000千円（通常27,000千円）

(2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（市区町村）

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）

- ※ 補助基準額 12,000千円（通常22,000千円）

(3) 待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

- ※ 補助基準額 2,678千円
- ※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

2. 保育人材の確保



(1) 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（保育士再就職支援コーディネーター）を追加配置

- ※ 補助基準加算額 4,000千円

(2) 保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置

- ※ 補助基準加算額 4,000千円

3. 地方自治体からの提案型事業



○新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

- ※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額（上限10,000千円の定額補助）
- ※ 補助割合 国：10/10

KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

「1. 受け皿整備等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）



利用者支援事業（特定型（保育コンシェルジュ））

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
 （子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

実施か所数：H30年度375か所 → R元年度389か所

《令和3年度補助基準額（案）》

①基本分 3,075千円

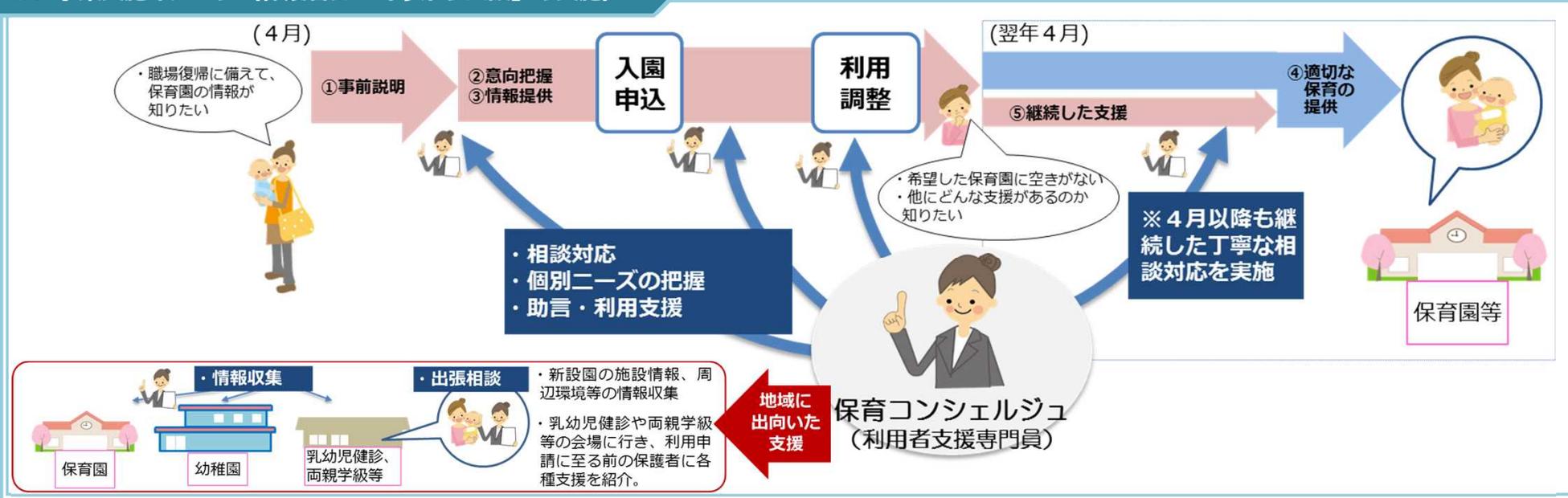
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

2. 令和3年度予算案における拡充

保護者に「寄り添う支援」の実施を促し、地域におけるミスマッチの解消を図るため、実施要件を緩和し、**待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能**とする。

3. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



広域的保育所等利用事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

事業内容

1 こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

2 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

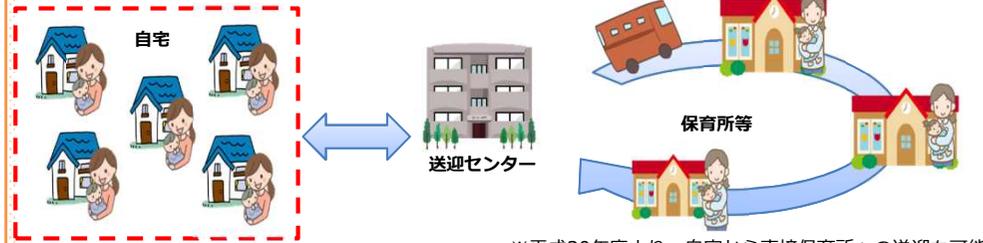
3 こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

実施主体

- 市区町村
- 国：1/2、市区町村：1/2
- <こども送迎センター等事業>
H30：28自治体（33か所） R1：34自治体（41か所）
- <代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>
H30：1自治体（1か所） R1：2自治体（7か所）
- ※いずれもR1年度は交付決定ベース

事業イメージ



※平成30年度より、自宅から直接保育所等への送迎も可能

令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【補助基準額（案）】

- ・ 保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 事業費（損害賠償保険含む）
10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
- ・ バス購入費 15,000千円
- ・ バス借上費 7,500千円
- ・ 改修費 7,270千円

(2) 保育人材の確保に向けた 総合的な対策について

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要な保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の魅力発信（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3 予算案】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・都道府県等で実施されている研修のオンライン化【R2 補正案】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&補助基準額の引き上げ（1施設1名分（233.3万円）→(311.1万円)等）【R3 予算案】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ※園外活動時の見守り等にも取り組む場合：月100千円→月145千円等【R2 予算～】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合採用から9年以内【R3 予算案】
 - ※令和2年度に事業の対象だった者は令和2年度の年数を適用【R3 予算案】
- 保育士の働き方改革への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3 予算案】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3 予算案】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3 予算案】
- 潜在保育士再就職支援事業
 - ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額10万円）
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

【概要】 保育の現場・職業の魅力向上検討会 報告書

令和2年9月30日公表

1. 基本的な考え方

- **保育士の仕事は魅力であふれている。**
 - ・子どもの育ちに関する高度な専門知識を備えた専門職 ・多くの子どもを見守りながら育み続けることができる仕事 ・子どもの成長の喜びを保護者と分かち合える等
- 保育の質の中核を担う保育士の確保や専門性を向上させていくためには、主に、以下の方策の推進が必要。
 - ① **保育士の職業の魅力幅広く地域や社会に発信**するとともに、**養成段階の取組を充実**させること
 - ② **保育士が生涯働ける魅力ある職場づくり**を推進するため、**働き方改革と業務効率化・業務改善**を進め、**技能・経験・役割に応じた処遇**として、**多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境を整備**していくこと
 - ③ **保育士資格を有する者と保育所とのマッチング**を図るため、**保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築**すること
- 本報告書を踏まえ、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者が、取組を進めていくことが期待される。

2. 具体的な方策

① 保育士の職業の魅力発信・養成の充実

保育士の職業の魅力や専門性を地域や保護者等に発信するとともに、養成段階の取組を充実させる。

(具体的な取組)

- **保育所を「開く」、保育参加を呼びかける**
 - ・保護者や地域の住民等に保育所を積極的に開く(職場体験・ボランティア等)
 - ・保護者に保育参加を呼びかけ、保育現場の日常、子育ての楽しさ、奥深さを知ってもらう
- **関係機関の連携による保育の魅力発信**
 - ・保育の魅力を発信する基盤の構築の検討
 - ・HPやSNS、漫画等を活用し、国、養成校、保育団体等が連携して、魅力を発信
- **養成校における教育の充実と質の向上**
 - ・養成校と保育所双方の実習担当者の共通研修等を実施
 - ・保育現場との協働により、教育の質の向上
 - ・卒業生の横のつながりの強化・保育士のコミュニティ作りのサポート

② 生涯働ける魅力ある職場づくり

働き方改革と業務効率化・業務改善を両輪として行い、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりや、やりがいに見合った職場づくりを推進する。

(具体的な取組)

- **保育所における働き方改革の推進**
 - ・産休・育休後のキャリアパスの明確化や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備、技能・経験・役割に応じた処遇となるよう、労務管理の専門家による支援や働き方に関する研修会の開催等による支援
 - ・財源確保と併せて、引き続き処遇改善の検討
- **ICT等による業務効率化と業務改善の推進**
 - ・作成書類の在り方を踏まえたICT化、保育補助者等の活用のガイドラインの策定、研修による普及
 - ・ICT等の活用に係る研究の推進
- **ノンコンタクトタイムの確保、保育の質の向上等**
 - ・ノンコンタクトタイムを確保し、保育の振り返り等を行う
 - ・オンライン研修の推進、公開保育等の推進
 - ・保育士が外部人材に相談しやすい環境整備
 - ・シニア人材の活用の推進

③ 保育士資格保有者と保育所のマッチング

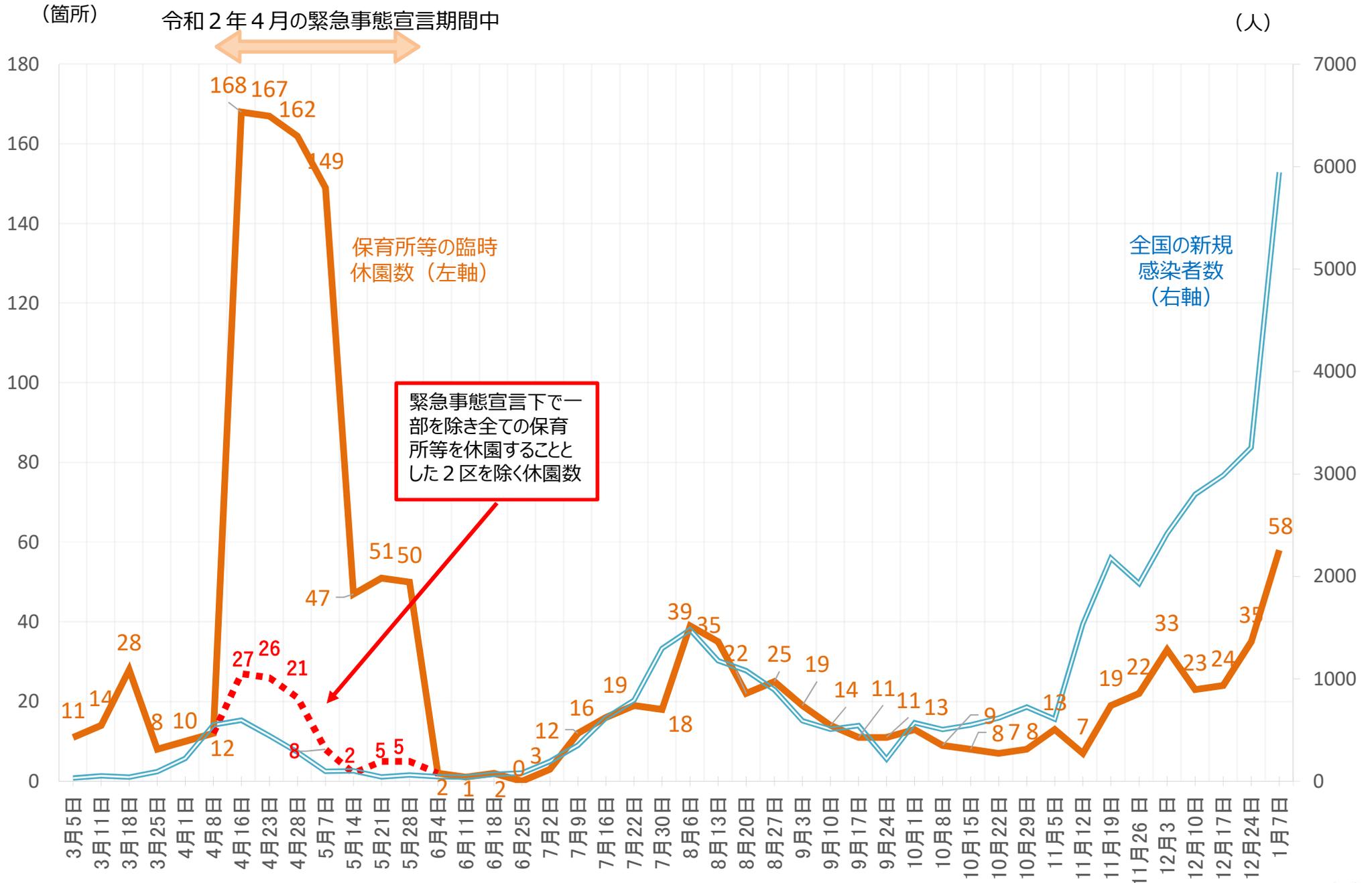
保育士・保育所支援センター(保・保センター)が関係団体等と連携して、ネットワークを構築し、機能強化を図る。

(具体的な取組)

- **保・保センターの機能強化**
 - ・ハローワーク、養成校や保育団体とのネットワークの構築
 - ・学生等の資格取得支援や現役保育士の就業継続支援の実施
 - ・センターの好事例の収集、周知
- **保・保センターへの登録の推進**
 - ・センターの認知度向上
 - ・離職時の住所等の登録の努力義務化を含む、「潜在保育士」の把握方法の検討
- **その他**
 - ・保育士試験合格者に対する実習の推進
 - ・民間職業紹介事業者に対する規制や取組について、保育所関係者へ周知

(3) 新型コロナウイルス感染症対策について

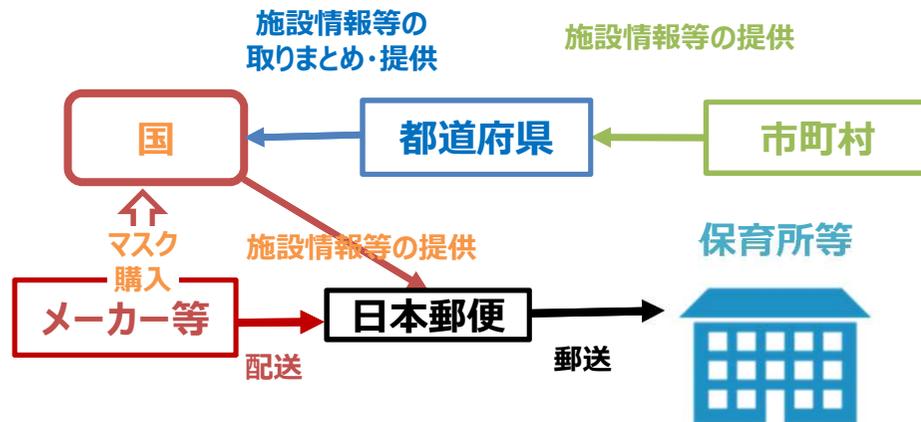
全国の新型コロナウイルス感染者数と保育所の臨時休園数の推移



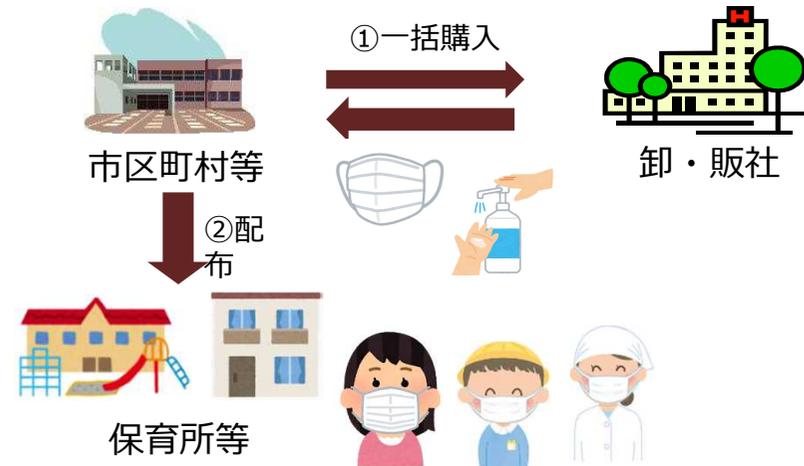
保育所に対する支援策

- 保育所が臨時休園や縮小を行った場合でも、運営費は市町村から通常どおり支給。
- 休園等した場合の保育料は、日割りで保護者に返還。
- マスクや消毒薬など、感染予防資材については、国が財政支援。

①保育所等への布製マスクの配布



②保育所における消毒液等購入等に係る支援



新型コロナウイルス感染症に関する保育所等のこれまでの対応について

- 令和2年
1月31日 **「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」**
→入国規制の地域から帰国した子ども等については、保育所の利用を控えるよう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。（順次入国規制の地域を更新。）
- 2月18日 **「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」**
→都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所の臨時休園等を要請。
（また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。）
→2/25に第二報として、感染した子どもが保育所を利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休園を判断するよう依頼。
- 2月27日 **「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」**
→学校が一斉休業を行う中において、感染の予防に留意した上で、原則として開所するように依頼。
- 3月5日 **「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日現在）」**
→小学校の休校のため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、仕事を休んで家にいる保護者に園児の登園を控えるようお願いすることが考えられる旨周知。
- 4月7日 **「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）**
→緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討すること等を依頼。
- 5月14日 **「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）**
→緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所としつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して市町村の要請に基づき園児の登園自粛をお願いしたり、園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休園を検討していただきたい旨周知。
- 令和3年
1月7日 **「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」**
→令和3年1月8日より発令される緊急事態宣言については、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであることを踏まえ、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請し、登園自粛は求めない旨周知。

令和3年1月に発令された緊急事態宣言後の保育所等の対応

- 保育所については、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染予防策を徹底しつつ、**原則として開所**。
- ただし、以下の場合には、**臨時休園**を検討。

原則	園児や職員が罹患した場合
<p data-bbox="555 900 719 979" style="text-align: center;">開所</p> <p data-bbox="210 1034 1084 1110">(緊急事態宣言の対象地域であっても、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請)</p>	<p data-bbox="1509 900 1673 979" style="text-align: center;">休園</p> <p data-bbox="1151 1034 2011 1110">(ただし、医療従事者等、仕事を休むことが困難な者の子ども等に対して代替措置を検討)</p>

※令和3年1月に発令された緊急事態宣言下においては、令和2年5月の緊急事態宣言時と異なり、対象区域の保育所等に通う利用者への登園自粛は求めない

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業(保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度第3次補正予算案: 117億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例: 手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

(1) 定員※ 19人以下	300千円以内
(2) 定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
(3) 定員※ 60人以上	500千円以内
(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

※ (認可の) 居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国: 1/2、市区町村等: 1/2

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度補正予算: 108億円)

【事業内容】

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設 (以下「保育所等」という。) において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。

※ 既存の「保育環境改善等事業」の「安全対策事業」において実施

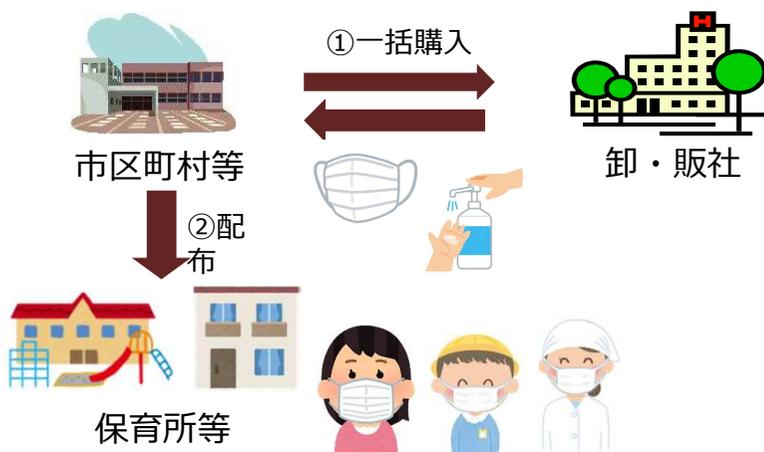
【実施主体】 都道府県又は市区町村 (以下「市区町村等」という。)、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
(居宅訪問型保育事業を除く。)

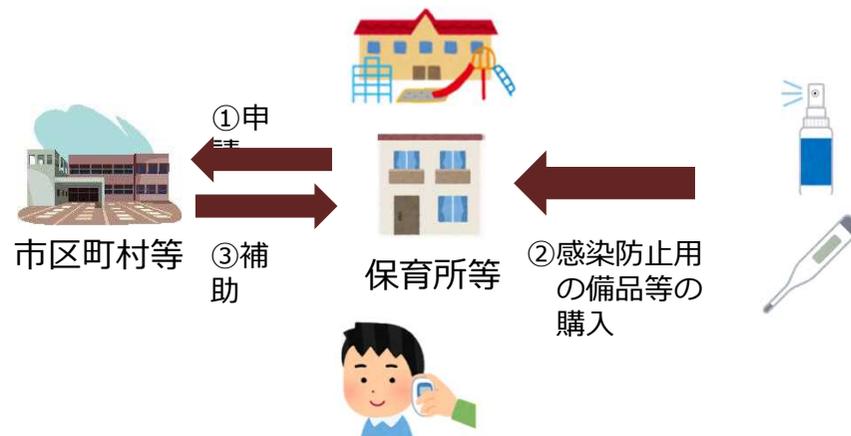
【補助基準額】 1施設当たり 500千円以内 (令和元年度からの合計)

【補助割合】 国: 10/10

■ 保育所等へのマスクや消毒液等の配布



■ 感染防止用の備品等購入



保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 令和2年度第2次補正予算：235億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

また、保育所等の職員は、感染症対策への不安や疑問を抱え精神的に多大な負荷を負っていることから、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県 ※実施者：都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



新

②職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）



新

③感染防止対策のための相談・支援事業（感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援）



【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり 500千円以内

③ 1自治体当たり 5,599千円以内

【補助割合】 国：10/10

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の 公定価格等の取扱いについて

(令和2年6月17日3府省課長連名通知)

1. 公定価格等の取扱いについて

- (1) **臨時休園等を行っている保育所等に対する公定価格等については、各保育所等における教育・保育の提供体制が維持されるよう、新型コロナウイルス感染症への感染や濃厚接触者となったことに伴う出勤や登園の回避、要請に基づいた登園自粛による利用児童数の減少などの新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき、各種加算や減算も含めた算定を行うこと。**
- (2) 臨時休園等を行う保育所等に在籍する子どもに係る利用者負担額については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条第2項及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に基づき、日割り計算による減免が行われることとなるが、この場合の国及び地方公共団体の負担増分については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に定める施設型給付費等の負担割合により負担することとなること。

2. 臨時休園等に伴う人件費の取扱いについて

公定価格等の対象となる職員の人件費については、1. のとおり、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定を行うこととしていることを踏まえ、**労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出についても適切な対応が求められること。**

この場合の「適切な対応」とは、**通常の状態に基づき公定価格等の算定が行われ、収入が保障されていることを踏まえ、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき休業手当として平均賃金の6割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められること。**

また、この対応に当たっては、**常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは、適切ではないこと。**

3. 指導監査等について

本通知の内容も含め、**公定価格等が保育所等において適正に使われているかについては、子どものための教育・保育給付に関する事務の一部を構成するものとして、子ども・子育て支援法第14条等に基づく市町村の確認指導監査の対象となる。**市町村においては、1. 及び2. の内容も踏まえ、適切な指導等を行うこと。

また、**児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設監査の指導監査事項では、「措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に使われているか。」が掲げられているが、この確認にあたっては、本通知の内容も含まれること**から、都道府県、指定都市及び中核市においても、適切に指導等を行うこと。なお、この指導等を行うに当たっては、市町村の確認指導監査と必要に応じて連携し、効率的に実施することが望ましい。

社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について

1. 令和2年度における対応状況

社会福祉施設等（高齢者関係、障害者関係、子ども関係、生活困窮関係）に必要な衛生・防護用品については、各施設等で確保していただくことが基本であるが、新型コロナウイルス感染症対策等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりに対する支援として、国においては、施設等へのマスク等の衛生・防護用品の購入支援を行っている。

さらに、衛生・防護用品が不足する事態に備え、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して衛生・防護用品が供給できるように、以下のとおり、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っている。

(1) 感染が発生した社会施設等に対する防護具等の国からの支援

- ・サージカルマスク(約50万枚)
- ・ガウン(約50万枚)
- ・フェイスシールド(約50万枚)
- ・ゴーグル(約50万個)
- ・ヘッドキャップ(約100万枚)
- ・使い捨て手袋(約900万双)

※さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施

(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

- ・約4,000万枚(6月～7月に配布)
- ・約5,000万枚(9月～11月に配布)

※12月以降、年度内に毎月約3,000万枚の規模で配布予定

(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

- ・約5,000万双(10月～12月に配布)

※12月以降、年度内に毎月約3,000万双～約5,000万双の規模で入手困難な地域に配布予定

2. 令和3年度における実施予定

上記1の(1)～(3)について、令和3年度は以下のとおり実施する予定。

(1) 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援

→さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施予定

(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

→新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しつつ、一般的な感染症流行期(秋季・冬季)に配布予定

(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

→需給状況を勘案しつつ、入手困難な地域に毎月配布予定

2. 地域における子育て支援の充実

(1) 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

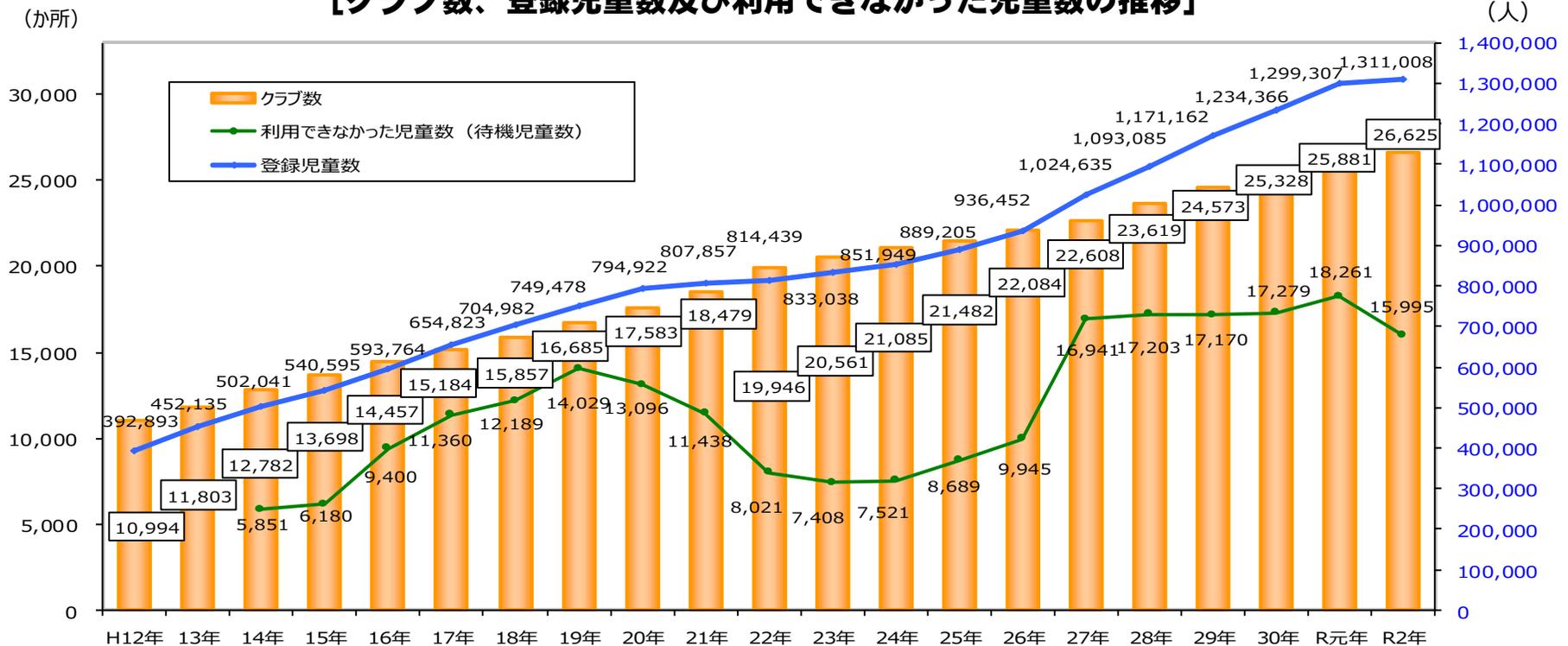
【現状】(令和2年7月現在)

- クラブ数 26,625か所
(参考：全国の小学校19,011校)
- 支援の単位数 34,577単位
- 登録児童数 1,311,008人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 15,995人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

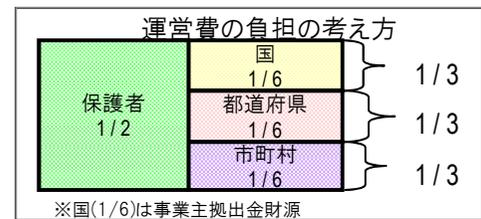
「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和2年度予算 978億円 → 令和3年度予算案 1,092億円（うち、子ども・子育て支援交付金 令和3年度予算案 922億円）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



1. 運営費等

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 障害児受入強化推進事業等

障害児を受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(4) 放課後児童支援員の処遇改善

- ①18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ②放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

新 (5) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（仮称）

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が宿題に取り組むよう進捗管理のサポート等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

新 (6) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業（仮称）

放課後児童クラブの第三者評価の推進を図るため、当該評価の受審に必要な費用に対する補助

2. 研修関係

(1) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

3. 施設整備費

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率高上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（高上げ前）国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
→（高上げ後）国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

4. その他

I 子どもの居場所の確保

(1) 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

(2) 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

(1) 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の中で実施】

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和3年度予算案における主な拡充内容

(1) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（仮称）

① 事業内容

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が宿題に取り組むよう進捗管理のサポート等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助。

② 実施主体

市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

③ 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

④ 令和3年度補助基準額（案）

1支援の単位当たり年額1,443千円

(2) 放課後児童クラブ第三者評価推進事業（仮称）

① 事業内容

放課後児童クラブの第三者評価の推進を図るため、当該評価の受審に必要な費用に対する補助。

② 実施主体

市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

③ 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

④ 令和3年度補助基準額（案）

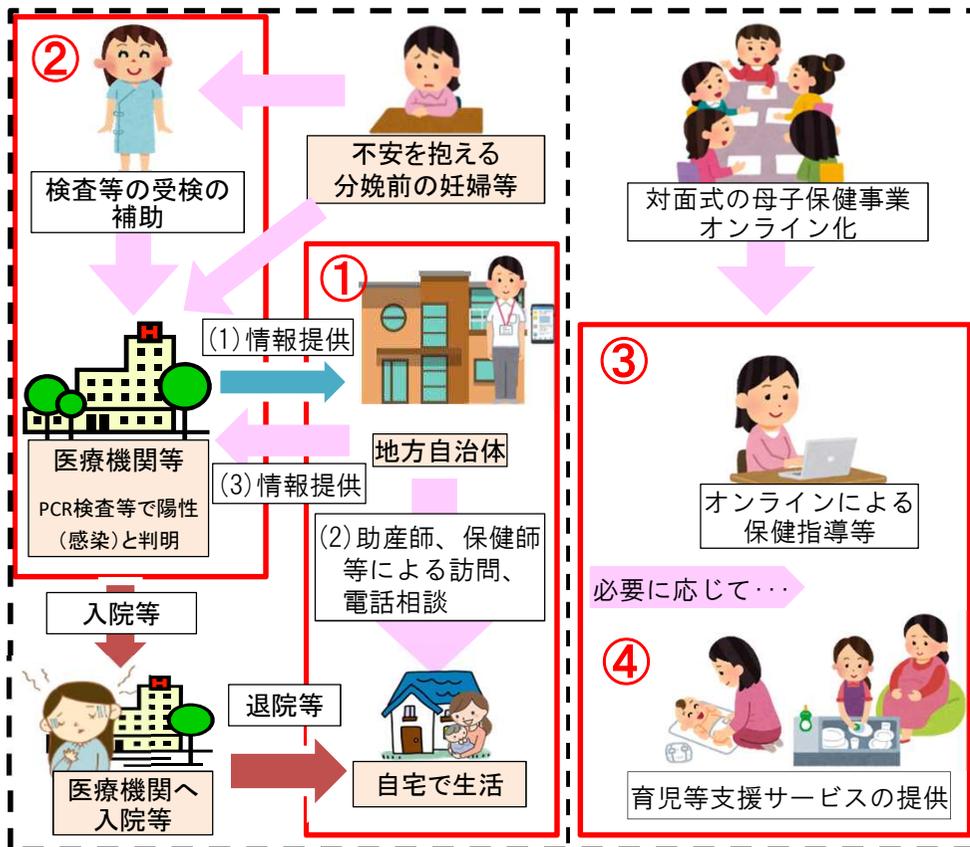
1クラブ当たり年額300千円

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 —新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業—

R2第三次補正予算案：31億円

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

① ウイルスに感染した妊産婦への支援

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

② 不安を抱える妊婦への分娩前の検査

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

強い不安を抱える妊婦、もしくは基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③ オンラインによる保健指導等

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

④ 育児等支援サービスの提供

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 — 幼児健康診査個別実施支援事業 —

R2第三次補正予算案：15億円

事業内容

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

- 実施主体：市区町村
- 補助率（案）：国 1 / 2、市区町村 1 / 2
- 補助単価（案）：医科5,930円 / 1人、歯科3,510円 / 1人

1歳6か月児健診

○ 健診内容

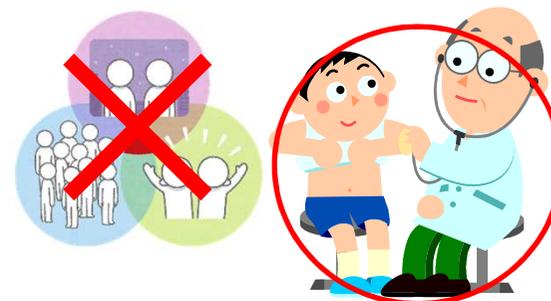
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

※令和2年度第三次補正予算事業としては、左記法定健診のみを対象とする。



産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業

事業目的等

- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

実施主体

- 市区町村

事業の概要

- 事業の内容

産後ケア事業を行う施設について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村が施設へ配布するマスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や施設の消毒に必要な経費、業務のかかり増し経費に対する補助を行う。

- 補助率： 国 1/2

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

法案概要

- 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
- 各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

- 実施主体：市町村
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容：心身の状態に応じた保健指導
療養に伴う世話
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型：①短期入所型
②通所型（デイサービス型）
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
- 実施基準：厚生労働省令で定める基準
（人員、設備、運営等に係る基準）

対象者

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、
乳児

他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
 - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
 - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行日

- 2年を超えない範囲内で政令で定める日

産後ケア事業の全国展開

R3予算案：42億円（R2予算額：27億円）

事業目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、今般の少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図り、子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱えている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

実施主体等

- 市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

対象者

- 家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者（1）産後に心身の不調又は育児不安等がある者（2）その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

- ①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）
- ②褥婦に対する療養上の世話
- ③産婦及び乳児に対する保健指導
- ④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤育児に関する指導や育児サポート等

○実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
- (2)「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
- (3)「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。
（宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件）

○補助率等

（補助率：1/2）（R3基準額案：人口10～30万人未満の市の場合 月額2,023,300円）

（利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収）

（平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和元年度は941市町村において実施）

※産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において補助

多胎妊産婦への支援の強化について

- 多胎妊産婦への支援について、ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業に加えて、多胎児を妊娠した場合に、単胎に対して追加で生じる妊婦健康診査の費用の補助や、育児サポーターを更に活用しやすくすることにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

- 実施主体：市区町村 ■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2
- 事業内容

- ①多胎妊産婦サポーター等事業（拡充）：補助単価案：月額424,500円（10万人以上30万人未満の自治体）など
多胎妊産婦等は、育児等に対する孤立感や負担感が大きいため、様々な支援が必要とされる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身ともに負担が増すことが考えられることから、市町村の規模に応じた拡充を行い、多胎家庭の負担軽減を図る。
- ②多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業（新規）：補助単価案：1回5,000円（5回を限度）
多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。

既存事業

<多胎ピアサポート事業>

- 多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。

<多胎妊産婦サポーター等事業>

- 多胎妊産婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。



交流会の実施など



日常生活のサポート

新規・拡充事業

<多胎妊産婦サポーター等事業の拡充>

- 市区町村の規模に応じて、サポーターの派遣に要する事業の拡充を行うことで、市町村で実施しやすい環境を整えることにより、多胎家庭の負担軽減を図る。

<多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業の創設>

- 多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。



日常生活のサポート



多胎に係る妊婦健診の補助

- 新型コロナウイルス感染症の影響による急激な環境の変化のため、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う際に係る費用の補助を創設する。

※ 母子保健衛生費補助金の産前・産後サポート事業のメニューの一つとして実施。

■実施主体：市区町村 ■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

①ピアサポート支援等事業：補助単価：月額55,400円

子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換を行い、さらに子どもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

②父親相談支援事業：補助単価：月額154,800円

妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援や、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。

<ピアサポート支援等事業>

- 子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等や、子育て経験のある父親による相談支援を実施する。
- これらの交流会や相談支援を継続的に開催することで、子どもの発育や自らのライフステージに応じた相談や悩みの共有を行い、男性の育児参加に対する意識を醸成する。



交流会、相談支援の実施

<父親相談支援事業>

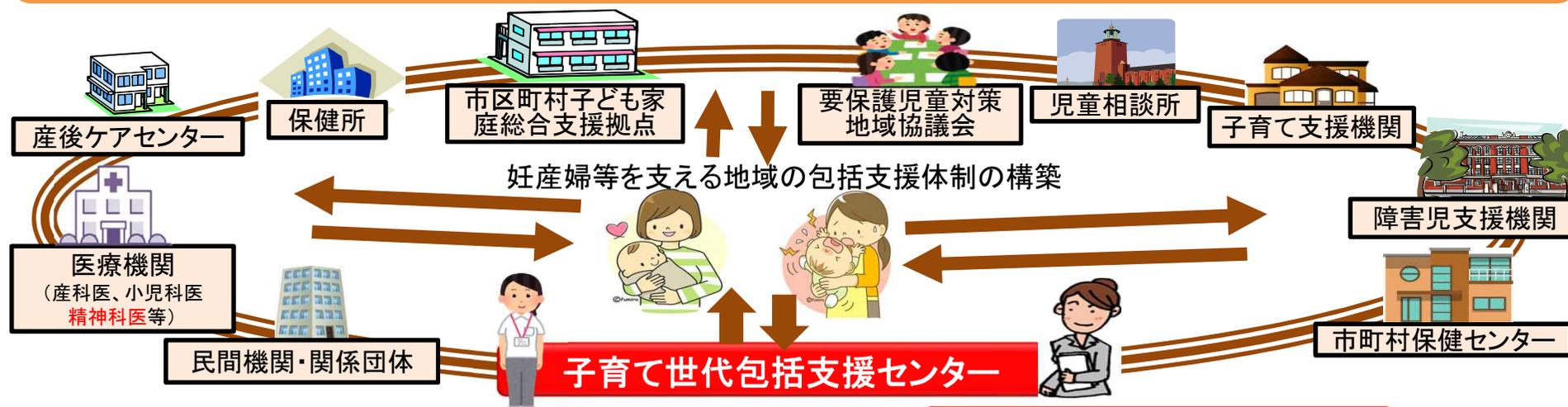
- 妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援を実施する。



相談支援の実施

子育て世代包括支援センターの体制強化

- 今般の新型コロナウイルス感染症の状況により、不安を抱える妊産婦や家庭がある中で、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」を提供することなどに加え、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦、特定妊婦や、産後うつ、障害がある方への対応といった多様なニーズに対応できるよう、子育て世代包括支援センターに専門職を配置することで、相談支援の機能を強化する。
- 具体的には、子育て世代包括支援センターに、専門職(SW、PSW、心理職等)を配置し、特定妊婦等に対するSNS・メール等での即時の相談対応、アウトリーチによる支援や、市区町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会との連携強化を行う。



妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

保健師 助産師 看護師 その他の専門職

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③支援プランの策定
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

マネジメント(必須)

困難事例への対応等の支援

社会福祉士

精神保健福祉士

その他の専門職

【専門職が行う業務】

- 妊産婦からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した即時の相談支援及び多職種でのアウトリーチによる支援
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科医療機関との連携の強化
- 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施

(必須事業として位置づけ) 相談支援の強化

- 実施主体:市区町村 ■補助率:1/3
- 設置自治体・箇所数1,288自治体、2,052箇所(R2.4.1時点)
- 令和3年度単価(案):専門職の配置による増額 14,209千円

○ NIPT等の出生前検査について悩みや不安をもつ妊婦や家族をサポートするため、女性健康支援センターに専門の相談員を配置し相談支援等を行うとともに、相談支援員への研修等を行う。

■実施主体：都道府県、政令市、中核市（女性健康支援センター実施自治体に限る）

■補助率（案）：国1/2

■事業内容

①相談支援の実施：補助単価（案）：151,700円（月額）

女性健康支援センターにおいて、NIPT等の出生前検査を受けるかどうか悩む妊婦や家族、出生前検査を受けその結果等に疑問や不安を持つ妊婦等への相談支援、障害福祉関係機関等との連携・紹介を行うために必要となる経費の補助の実施。

②相談支援員への研修等の実施：補助単価（案）：28,700円（月額）

上記①の相談支援等を行う専門職に対する研修や、関係機関との連絡調整の実施

<相談支援の実施>

○ 一般妊婦に対する NIPTを含む出生前検査に関する情報提供、受検者の不安・葛藤に寄り添った相談支援、障害を持つ子どもの子育て・くらし等に関してイメージできるような情報の提供、障害福祉関係機関等との連携・紹介を行う。



相談支援の実施

<相談支援員への研修等>

○ NIPT等に関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。



関係機関との連携



専門職への研修

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

※ 2018年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ※閣議決定により策定し、公表する。
- ※少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○成育医療等協議会の設置

- ※厚生労働省に設置
- ※委員は厚生労働大臣が任命
- ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

令和元年12月1日

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業【拡充】

R3予算案：1.1億円（R2予算額：0.6億円）

- 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、制度化に向けた検討材料とする。

■実施主体：都道府県（全国で13箇所程度を想定）※中核を担う医療関係団体等（医師会、医療機関への委託も可）

■補助単価（案）：11,948千円 ■補助率（案）：国10/10

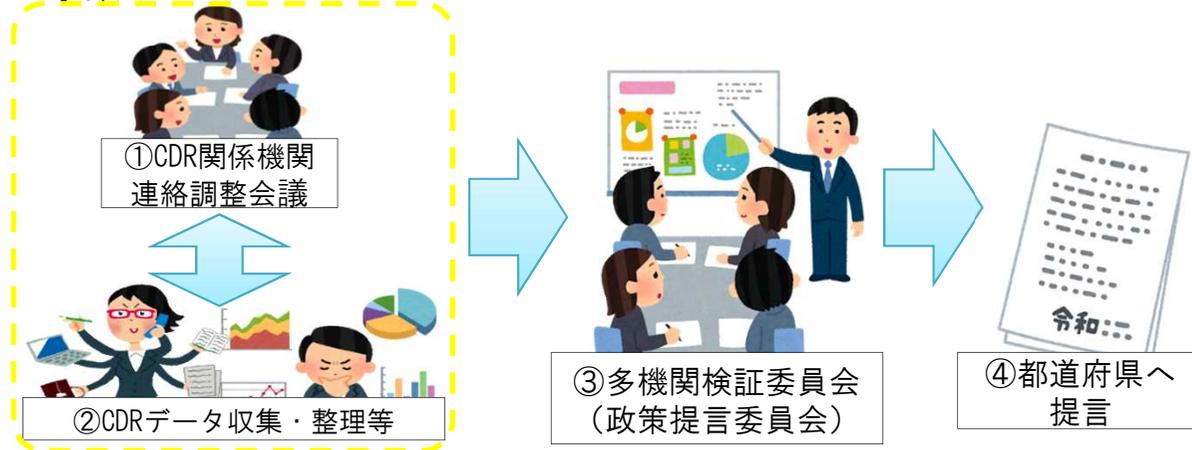
■事業内容

○CDR関係機関連絡調整会議：医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

○CDRデータ収集・整理等：子どもの死亡に関する情報（医学的死因、社会的原因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票：厚労科研事業で作成中）に記録。

○多機関検証委員会（政策提言委員会）：死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

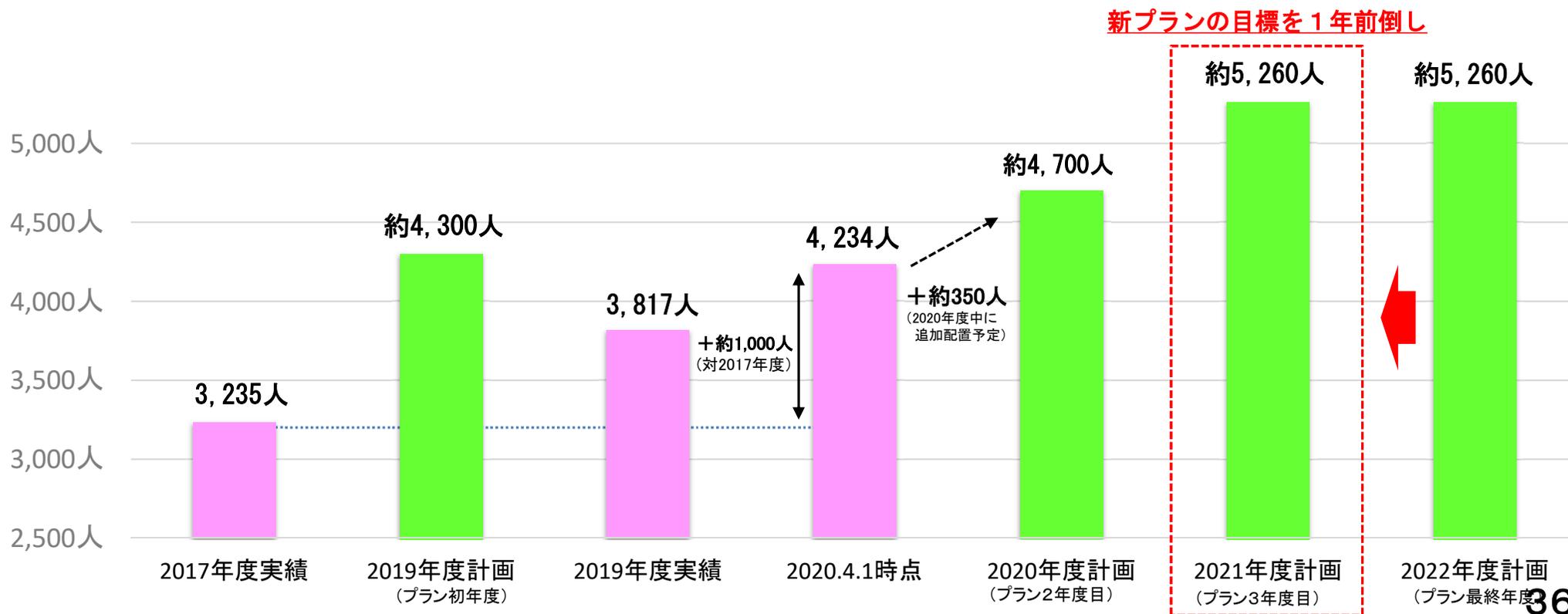
- ① CDR関係機関連絡調整会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証委員会を開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、
検証委員会から都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

3. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の強化について

児童相談所における児童福祉司の配置状況及び令和3年度の計画について

- 新プランにおいて、児童福祉司の人口あたり配置標準を人口4万人に1人から、3万人に1人に見直しを行うこととし、2022年度までに約5,260人の体制とすることを目標としている。
- 児童福祉司の配置状況については、2017年度の実績（3,235人）に対して、2020年4月1日時点で約1,000人増加し、4,234人となっているほか、今年度中に、約350人が追加配置される見込み（※）となっており、約4,600人の体制となる。
 - （※） 児童福祉司の任用前講習会を修了することにより、児童福祉司として配置される予定の者が319人となっているほか、令和2年7月に児童相談所を設置した荒川区で27人が配置されている。（令和3年度には、港区、中野区、奈良市が新たに児童相談所を設置予定）
- 児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加（2018年度：159,838件 → 2019年度：193,780件）や、自治体の増員状況等を踏まえ、児童福祉司に関する新プランの目標について、1年前倒しを行い、2021年度（令和3年度）に約5,260人の体制となることを目指す。
 - （※） 児童心理司についても、新プランの目標の1年前倒しを行い、2021年度（令和3年度）に約2,150人の体制となることを目指す。
 - （※） これらの計画を踏まえ、必要な地方財政措置を講じる予定。



児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画値

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度)	2020年度 (新プラン2年度目)	2021年度 (新プラン3年度目)	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】					
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 〔+ 1,070 人〕	4,700 人 〔+ 1,470 人〕	5,260 人 〔+ 2,020 人 〕	5,260 人 〔+ 2,020 人〕
児童心理司	1,360 人	1,610 人 〔+ 260 人〕	1,790 人 〔+ 440 人〕	2,150 人 〔+ 790 人 〕	2,150 人 〔+ 790 人〕
保健師	100 人	各児童相談所 〔+ 110 人〕	各児童相談所	各児童相談所	各児童相談所

※ 上記の計画を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。

要保護児童等に関する情報共有システムの概要①

背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。

【児童相談所が新たに虐待事案の通告を受けた場合の情報共有・情報収集の例】

従来への対応（一般的な例）

① 通告受理

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ 児童相談所における過去の対応歴を確認するとともに、住所地の市町村等における過去の対応歴を電話で確認
- ・ 通告者が把握している情報以外の情報を収集。必要に応じ、市町村等から電話で聴取。
(例:住所、利用機関(保育所等)・就学状況、家庭の状況 等)

② ケースの進行管理

- ・ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議(2月に1度程度)や電話等により、各ケースの状況変化等を把握するとともに、支援方針を確認

③ 転出の際の引き継ぎ等

- ・ 転出先の児童相談所に電話や文書の郵送等により連絡(緊急性の高い事案は対面で引き継ぎを実施)
- ・ 児童が行方不明になった場合、各都道府県の児童相談所にFAXで情報共有を行い、当該児童の情報収集を実施

情報共有システム導入後の対応

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ **過去の対応歴の有無について、情報共有システムで検索**
(夜間・休日など、市町村の職員が不在の場合でも把握可能)
- ・ 情報共有システムに**市町村が登録している情報を確認**
(例:住所、利用機関(保育所等)・就学状況、家庭の状況 等)

- ・ 要保護児童対策地域協議会の仕組みに加え、情報共有システムにより、**児童相談所と管内市町村は、それぞれが保有するケース記録を常時、相互閲覧可能**
(ケース記録の登録情報が変更された際、システム上で自動的に関係自治体に通知((例)市町村→児童相談所))

- ・ 情報共有システムにより、**ケース記録の情報提供を行い、正確な情報を速やかに伝えることが可能**
- ・ 情報共有システムにおいて、行方不明となった児童の情報共有や情報収集を実施(電子的な管理により過去の情報等の検索が容易)

要保護児童等に関する情報共有システムの概要②

【情報共有システムの機能等】

※本システムは、LGWAN—ASPとして開発されるシステムである。

(LGWAN—ASP : LGWAN(自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク)を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み)

※各機能については、標準設定を記載しているが、各自治体で設定を変更することが可能。

※情報の登録・更新は、電子データの取り込みだけでなく、オンライン入力(システム上での直接入力)が可能。

①ケースの登録・管理等

○児童記録票の新規登録・更新

- ・全国共通フォーマットの児童記録票によりケース記録を登録する。ケガの写真等を添付することも可能。
- ・新規のケース登録や既に登録されているケース記録の更新(情報の追加・変更)が行われた際、自動的に関係自治体に通知される。
(関係自治体への通知:児童相談所→住所地の市町村、住所地の市町村→児童相談所)

○児童記録票の閲覧

- ・個別のケース記録の閲覧のほか、登録を行ったケースの一覧表を閲覧することが可能。
(児童相談所と管内市町村においては、それぞれが保有するケース記録について、夜間・休日も含め、常時、相互に閲覧することが可能)

②自治体間の情報共有(検索・転出転入等)

○検索

- ・過去の対応歴の有無を把握するため、児童や保護者の氏名等により、全国のケース記録の検索が可能。(部分的な情報でも検索可)

○転出児童の情報提供、転入児童の確認

- ・登録されているケースが転出した場合、転出先の自治体に対し、ケース記録の情報提供を行う。
- ・情報提供を受けた転入先の自治体において、確認を行ったケース記録は、転入先の自治体に登録され、当該自治体で更新を行う。
(届出なしで転出した場合、転出先の自治体が検索機能を用いて転出元の自治体を把握し、ケース記録の情報提供を受けることが可能)

○行方不明児童(CA情報)の情報共有

- ・児童が行方不明となった場合、全国の児童相談所に通知。該当する児童を確認した児童相談所は、通知元の児童相談所に情報提供を行う。

③その他

○サーバー

- ・全ての自治体ができる本システム専用の全国共通のサーバーを整備。サーバー内では都道府県ごとの格納領域を区分して情報を管理。

○操作・閲覧履歴の記録

- ・システム上で行った操作の履歴や、他の自治体による児童記録票の閲覧の履歴を記録し、確認することが可能。

○厚生労働省への報告等

- ・死亡事例検証の対象となる重大事案等について、厚生労働省がケース記録の閲覧を行うことや、毎年、調査を実施している児童相談所の職員体制等について、システム上で自治体が厚生労働省に報告を行うことができる。

要保護児童等情報共有システム改修等事業

令和2年度第3次補正予算案：53億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、**転居した際に自治体間での確に情報共有を行う**とともに、**児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行う**ことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。

内容

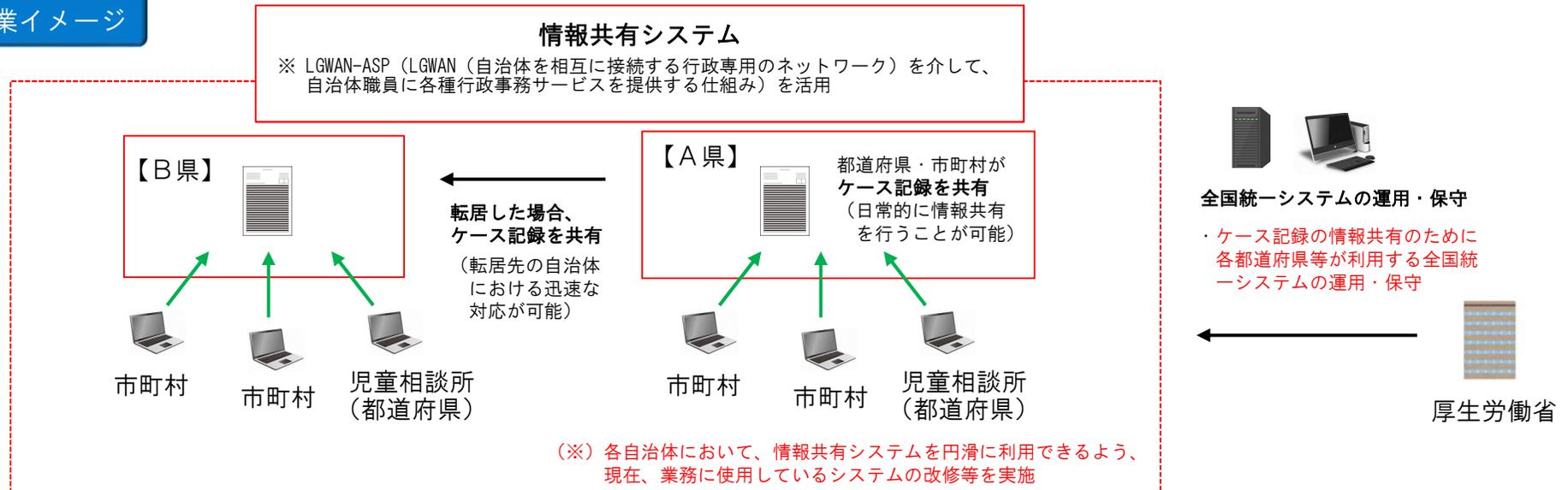
○ 自治体におけるシステム改修費用等の補助

【実施主体】都道府県、市町村

【補助基準額】1自治体当たり40,000千円（軽微な改修等は3,000千円 例：Word、ExcelからCSVファイルを作成する場合）

【補助率】国：1/2、都道府県・市町村：1/2

事業イメージ



(2) 社会的養育の充実について

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標（※）を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
（※）概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上 等
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

都道府県社会的養育推進計画に基づく里親等委託率の目標値について

	2018年度末実績	5年目 (2024年度末)		7年目 (2026年度末)		10年目 (2029年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上 就学前	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期 以降	
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上	
北海道 (札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの 増加	-	-	-			
青森県	27.8%	38.5%	-	-	60.9%	62.2%	47.9%	
岩手県	26.2%	34.8%	42.8%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%	
宮城県	40.2%	51.4%	55.4%		51.9%	63.2%	62.2%	
秋田県	12.2%	26.0%	-	-	40.0%			
山形県	20.0%	57.5%	-	-	75.0%	75.0%	31.7%	
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%	
茨城県	16.8%	※2 70.0%	※2	-	71.4%	69.8%	60.7%	
栃木県	19.2%	※2 53.1%	-	54.4%	-	-	41.0%	
群馬県	17.4%	34.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%	
埼玉県 (さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0%	-	-	-	-	-	
千葉県	27.9%	57.0%	-	-	75.4%	50.5%	32.5%	
千葉市	31.2%	55.6%	-	-	73.7%	74.1%	50.0%	
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%	
神奈川県	16.5%	34.2%	-	-	75.0%	75.0%	24.6%	
新潟県 (新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0%	-	-	61.0%	77.0%	57.0%	
富山県	18.5%	46.0%	-	-	66.7%	66.7%	33.3%	
石川県 (金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0%	-	-	60.0%		35.0%	
福井県	16.6%	33.0%	-	-	65.0%	65.0%	35.0%	
山梨県	28.8%	57.7%	-	-	75.0%以上		50.0%以上	
長野県	16.1%	40.7%	-	-	75.0%	67.7%	36.5%	
岐阜県	16.1%	※1 48.1%	-	-	67.9%	47.9%	37.5%	
静岡県	21.9%	45.0%	-	-	65.0%	58.0%	46.0%	
愛知県	15.9%	28.5%	-	-	49.4%	45.7%	30.1%	
三重県	28.8%	48.4%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%	
滋賀県	34.3%	52.2%	-	-	73.9%	65.4%	60.2%	
京都府	14.8%	25.0%	-	-	40.0%		33.0%	
大阪府	11.6%	※1 47.0%	-	-	64.0%	44.0%	38.0%	
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%	
奈良県	17.4%	27.0%	-	-	47.0%	42.0%	31.0%	
和歌山県	20.5%	32.0%	-	-	55.6%	46.4%	42.1%	
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	-	-	60.0%			
島根県	23.4%	35.0%	41.0%	-	概ね50%以上	-	概ね40%以上	

	2018年度末実績	5年目 (2024年度末)		7年目 (2026年度末)		10年目 (2029年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上 就学前	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期 以降	
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上	
岡山県 (岡山市)	32.7% (14.0%)	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%	
広島県 (広島市)	14.1% (18.8%)	29.0%	-	-	43.5%	44.0%	42.4%	
山口県	20.0%	33.3%	-	-	45.0%			
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%	
香川県	23.8%	51.7%	40.5%		70.0%	70.0%	40.0%	
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%	
高知県	18.7%	※2 40.0%	-	-	65.0%	60.0%	50.0%	
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%	
佐賀県	31.1%	53.6%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%	
長崎県	17.6%	61.8%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%	
熊本県 (熊本市)	12.4% (10.8%)	45.4%	55.9%	44.2%	69.8%	58.7%	30.3%	
大分県	33.1%	75.0%	-	-	75.0%	50.0%~ 75.0%	35.0%~ 50.0%	
宮崎県	13.4%	36.0%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%	
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%	
沖縄県	34.7%	37.0%	-	-	40.0%			
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%	
横浜市	15.2%	※2 33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%	
川崎市	23.2%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%	
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%	
静岡市	48.5%	53.0%	-	-	64.0%	58.0%	52.0%	
浜松市	26.7%	56.0%	-	-	67.0%	59.0%	49.0%	
名古屋市	14.4%	45.0%	-	-	70.0%	30.0%	30.0%	
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%	
大阪市	16.5%	25.5%	-	-	41.0%	42.9%	33.9%	
堺市	12.4%	31.4%	-	-	46.0%	37.3%	32.2%	
神戸市	12.4%	38.0%	-	-	58.3%		30.9%	
北九州市	19.1%	※138.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%	
福岡市	47.9%	77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%	
横須賀市	18.9%	33.0%	-	-	45.0%			
明石市		※2 57.1%	-	-	100.0%	100.0%	62.1%	

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの

※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率

※2は、全年齢合計の委託率

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

・児童入所施設措置費等(1,356億円) ・児童虐待・DV対策等総合支援事業(213億円の内数)
・里親制度等広報啓発事業(2.1億円) ・次世代育成支援対策施設整備交付金(64億円の内数)
・社会的養護出身者ネットワーク形成事業(12百万円) など

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ①里親のリクルート及びアセスメント、②登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施する事業を支援

<令和3年度予算の拡充内容>

- 里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、**補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を実施
- 先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、**提案型補助事業を創設**(補助率国10/10)
- 市町村と連携した里親支援**に取り組むため、フォスティング機関に連携コーディネーターの配置の補助を創設
- 里親委託児童の自立支援の取組を強化するため、フォスティング機関に**自立支援担当職員の配置**の補助を創設 等

II 特別養子縁組の推進

- 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用や第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 子どもの出自を知る権利に関する支援**等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の実施
- 養親希望者の**手数料負担の更なる軽減**を実施(補助基準額35万円→40万円)
- 不妊治療への支援拡充と併せて、特別養子縁組制度等の普及啓発の取組を強化するため、**普及啓発事業の予算額を大幅に拡充**(予算額8,100万円→2億1,000万円)

里親 養子縁組 施設

III 施設の小規模かつ地域分散化の推進

- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進を図るため、施設整備を含む物件確保に向けた支援や職員体制の強化等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、**施設整備費等の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を実施するとともに、**定期借地権設定のための一時金加算を創設**
- 都市部等における物件の確保等の課題に対応するため、整備候補地の確保に向けた**民有地マッチング事業を創設**するとともに、地域小規模児童養護施設等の**定員要件の緩和**を実施(定員6人のみ→定員6~4人の範囲で設定)
- 地域小規模児童養護施設等への**バックアップ機能を強化**するため、本体施設の基幹職員がバックアップ活動に専任できるよう、代替職員に係る人件費等の加算を創設

IV 施設における地域支援の取組の強化

- 里親養育支援や地域の要支援家庭等の支援に積極的に取り組む施設に対して、職員配置の拡充等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 里親養育への支援に積極的に取り組む児童養護施設等に対して、**里親支援専門相談員の配置を拡充(+1名)**
- 施設における**レスパイト・ケアの対象にファミリーホームを追加**
- 施設の専門性・ノウハウを活用し、地域の里親等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、**心理療法担当職員の配置を拡充(+1名)**
- 市町村等と連携し、**地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業を創設**(施設機能強化推進費加算を拡充)
- 地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、**家庭支援専門相談員加算の加算要件を緩和**(現行は定員30名以上の施設のみ対象)

V 自立支援の充実

- 里親委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助

自立支援

<令和3年度予算の拡充内容>

- 民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援の実施に必要な旅費を補助
- メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、**医療機関等との連携**に必要な経費の補助を創設
- 円滑な自立に向けた取組を強化するため、民間アパート等を借り上げて、一定期間、**一人暮らしを体験**する事業を創設
- 施設退所者等の法律相談に対応するため、**弁護士等との契約**に必要な費用の補助を創設
- 施設退所者等の**入院時の身元保証に対する支援を創設**するとともに、保証人の対象範囲の拡大等の運用改善を実施

(3)ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援の推進について

ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- ◆ 「子供の貧困対策に関する大綱」及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。
- ◆ 婦人保護事業について、配偶者からの暴力（DV）被害など様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

○母子家庭等対策総合支援事業

◇ **IT機器等を活用した相談支援体制の強化【新規】** ※R2第3次補正
ひとり親家庭が必要な支援に繋がりを、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。

◇ひとり親家庭に対する相談支援体制強化等事業【新規】

・母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことのできるよう相談体制の強化を図る。

◇ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（ひとり親家庭住宅支援資金貸付）【新規】

・就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

◇母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】

認定心理士や産業カウンセラー等の心理カウンセラーを配置し、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。

◇母子家庭等自立支援給付金事業【拡充】

准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修学する場合には、4年間の支給を可能とする。

◇養育費等支援事業【拡充】

SNSによるオンライン相談、弁護士による法律相談、外国籍を有する家庭への対応、託児サービスの充実など相談支援体制の強化を図る。

◇離婚前後親支援モデル事業【拡充】

戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図る。また、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

○養育費相談支援センター事業【拡充】

SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士による法律相談体制の構築を図る。

困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

○児童虐待・DV対策等総合支援事業

◇売春防止活動・DV対策機能強化事業【拡充】

①休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。

②婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人相談所一時保護所等の入所者による携帯電話等通信機器の利用に際して、通信機器の性能や取扱いによって生じ得る危険性等について、婦人相談員や一時保護所等の職員が理解するための研修費用を補助する。

◇若年被害女性等支援事業【拡充】

モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。

◇困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【新規】

婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営に要する費用を補助する。

○婦人保護事業費負担金

◇一時保護委託費の拡充【拡充】

民間支援団体への一時保護委託の積極的な活用を進めるため、同伴児童に対する教育のための環境整備や人身取引被害者への支援等に係る一時保護委託費の拡充を図る。

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

令和2年度第3次補正予算案：4.0億円（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

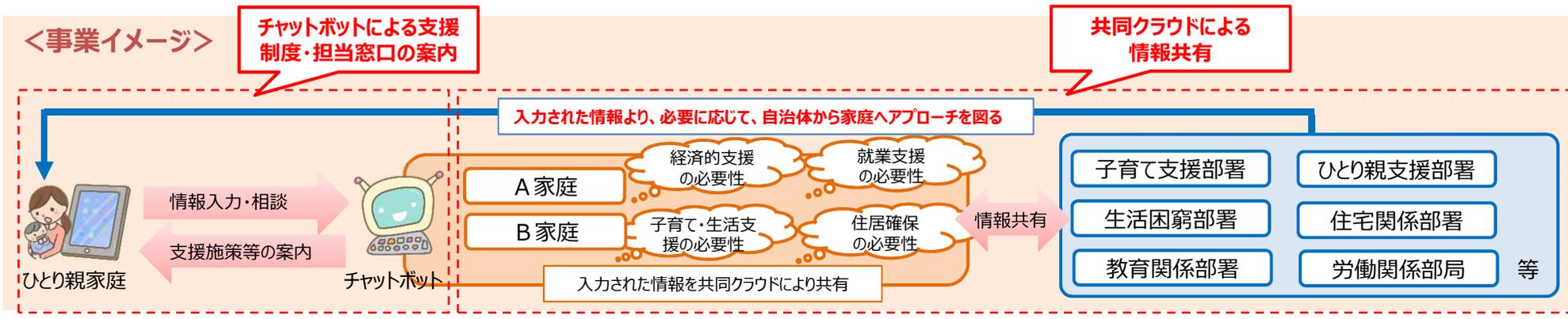
- ひとり親家庭に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度をよく知る人も希少であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されるも、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっているところ
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

目的

- ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化をモデル的に実施し、その取組の横展開を図ることを目的とする。

支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器の活用を始めとした相談機能強化を図る。



補助単価等

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 （国10/10相当）	1自治体あたり 80,000千円	都道府県、市及び福祉事務所 設置町村

養育費の確保に関する今後の施策の方向性について

養育費については、養育費相談支援センターや地方自治体における養育費に関する相談支援を充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、離婚前からの親支援の充実や養育費の確保に係る支援施策の推進に取り組む。

赤字：令和3年度予算案における拡充内容

青字：今後運用上改善を図るもの（非予算）

相談支援 〔・アクセスのしやすい多様な方法による支援 ・身近な地域で伴走型の支援や専門的な相談の均てん化〕

<養育費等支援事業>

- ①相談員による手続相談
- ②SNS等を活用した相談支援（創設）
- ③弁護士による説明会（単価拡充）
- ④弁護士会と連携した個別相談（創設）
- ⑤託児サービスの整備（単価拡充）

<養育費相談支援センター事業>

- ①家事調停経験者等による相談支援
- ②弁護士等による専門相談（単価拡充）
- ③SNS等を活用した相談支援（創設）
- ④地域の相談支援へ繋ぐ機能の強化

取り決めに係る支援 〔・より早期の低葛藤時点からの支援 ・受講しやすい方法による親支援講座の実施〕

<養育費等支援事業>

- ①リーフレットによる情報提供
- ②家庭裁判所等への同行

<離婚前後親支援モデル事業>

（補助単価拡充）

- ①親支援講座の実施
- ②離婚前段階から個別ヒアリングや動画教材による講義などの実施
- ③戸籍及び住民担当部署との連携強化

R2補助単価1,713千円

⇒

R3補助単価案15,000千円に拡充

確保にかかる支援 〔・先駆的取組の促進 ・横展開〕

地方自治体において
独自の確保支援策を実施

<離婚前後親支援モデル事業>（補助単価拡充）

- ①公正証書の作成支援
- ②弁護士による個別相談
- ③保証契約における保証料補助
- ④戸籍抄本等の書類取得補助
- ⑤その他先駆的な取組への補助
- ⑥取組の横展開

※ 養育費の確保の推進に際しては、離婚時における養育費の取決めがより一層促進されることが重要。

ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業【新規】

【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目 的

- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

事業内容

- タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）
【補助率】 国 1/2、都道府県等 1/2

補助基準額（案）

1 か所当たり 2,200千円

※ 市内の区役所・支所など、母子・父子自立支援員等を配置して相談支援を行っている場所毎に補助単価を適用することが可能。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付【新規】

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の新規メニューとして創設

【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

貸付額等

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除・猶予

償還免除：死亡又は障害により償還することができなくなったとき（全部又は一部）

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過（全部又は一部）

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体・補助率

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9/10相当）
※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

高等職業訓練促進給付金【拡充】

※平成15年度に創設

目 的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

対象資格

- 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の实情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

支給内容

【支給対象期間】 修業する期間（令和元年度より上限3年→上限4年に拡充）

※准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする。【拡充】

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

令和元年度より、修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

【R3予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（158億円）の内数

支給実績《平成30年度》

【総支給件数】 7,990件（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】 2,647人（看護師 1,127人、准看護師 1,016人、保育士 154人、介護福祉士 50人など）

【就 職 者 数】 2,106人（看護師 1,027人、准看護師 660人、保育士 128人、介護福祉士 43人など）

自立支援教育訓練給付金【拡充】

※平成15年度に創設

目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

- ① 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
対象講座の受講料の6割相当額、上限20万円（上記対象講座の②については修学年数×20万円、最大80万円）
- ② 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
①に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※ ①②のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

※ 准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする。【拡充】

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4
【R3予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（158億円）の内数

支給実績《平成30年度》

【支給件数】 2,591件 【就職件数】 2,183件

母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】

※平成15年度から実施

事業内容

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

《平成30年度》

- 実施か所：146か所
- 相談件数：75,918件
- 就職件数：4,227件

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

心理カウンセラー等配置【拡充】

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

※ 面会交流支援事業については、平成28年度から一般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）
- ・ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。（令和3年度から）【拡充】

【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2
【R3予算案】 母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数

休日・夜間電話相談事業【拡充】

令和3年度予算案213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

拡充の内容

- DV被害、性暴力被害などの困難な問題を抱える女性からの相談については、相談者の状況によっては、深夜や祝日等に対応が必要となる場合や、新型コロナウイルス感染症等の影響により、より大きな負担が心身に生じている状況も踏まえ、婦人相談所の体制について、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。

【事業内容】 婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力員を配置し、24時間の対応を実施する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市
※民間団体等への事業委託を可能とする。

【実施内容】 ①各婦人相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する協力員を時間外に配置する。
②各婦人相談所が閉所している土日祝日に行われる相談等に対応する協力員を配置する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置する指定都市 1 / 2

【補助基準額案】

①平日夜間

- a) 18:00～20:00 月額 37,350円
- b) 18:00～22:00 月額 74,700円
- c) 18:00～ 9:00 月額 598,430円 《新設》

②土日祝日

- a) 9:00～18:00 月額 139,300円 《拡充》
- b) 18:00～20:00 月額 17,350円
- c) 18:00～22:00 月額 34,700円
- d) 18:00～ 9:00 月額 278,590円 《新設》

婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

令和3年度予算案213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

拡充の内容

- 婦人相談所一時保護所等の入所者による携帯電話等通信機器の利用に際して、通信機器の性能や取扱いによって生じ得る危険性等について、婦人相談員や一時保護所等の職員が十分理解の上、対応するための研修費用を補助する。

【事業内容】 DV被害女性等の人権や特性、通信機器の性能等に関する理解を深めるために専門研修を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談員を設置する市

【実施内容】 DV被害や性暴力被害等に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や通信機器に精通した有識者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮やDV被害等の特性や通信機器の性能等に関する理解を深めるための研修を実施する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談員を設置する市 1 / 2

【補助基準額案】

- ・研修を年1回開催する場合 年額 87,070円（R2: 67,780円）〈拡充〉
- ・研修を年2回開催する場合 年額 174,140円（R2:135,560円）〈拡充〉
- ・研修を年3回開催する場合 年額 261,210円（R2:203,340円）〈拡充〉

若年被害女性等支援事業【拡充】

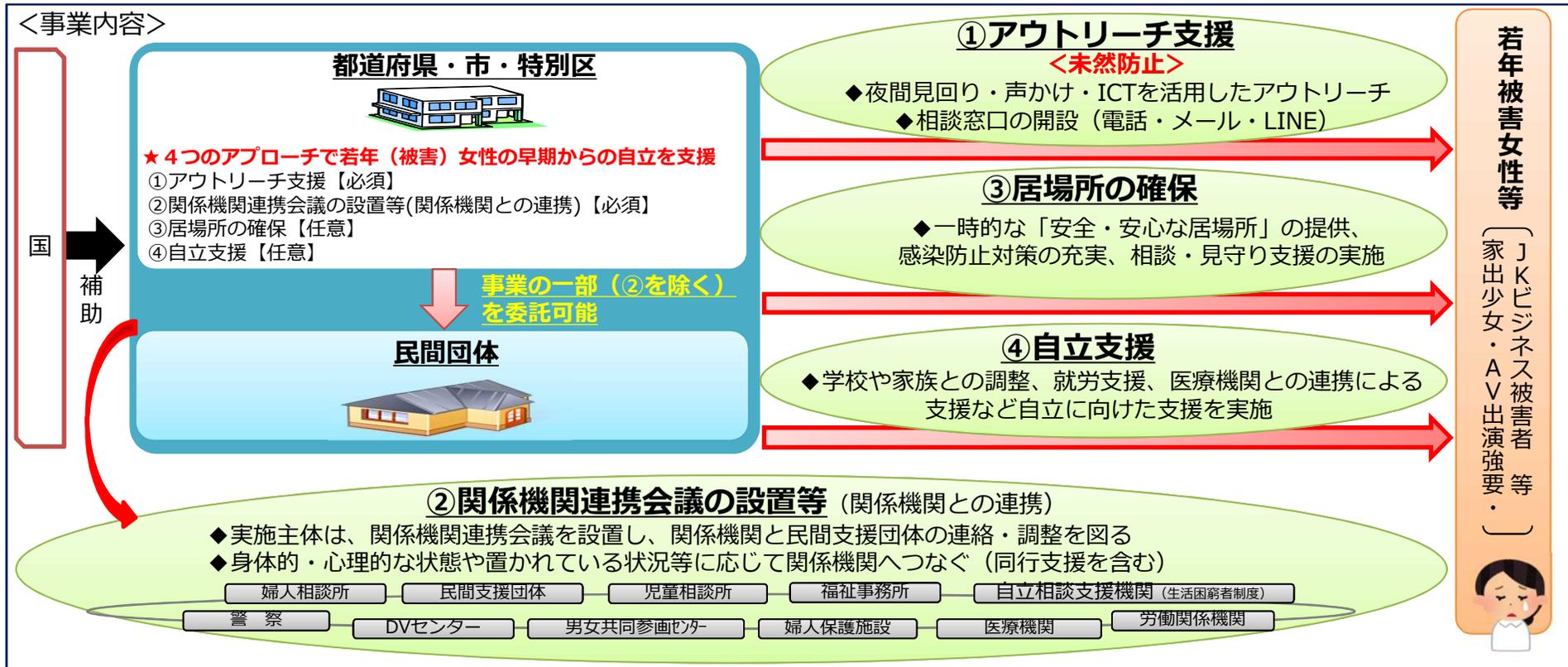
令和3年度予算案213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- ◆ モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。

＜主な拡充内容等＞

- 性被害等の未然防止を図る観点から、アウトリーチや相談支援に対応する職員を増員するとともに、ICTを活用したアウトリーチに要する経費を計上し、取組を強化
- 性被害によるトラウマのケアや感染症検査等について医療機関との連携による若年女性への支援の実施
- より安全・安心な居場所の提供に向けて、感染防止対策を図った上で、夜間における相談、見守り支援を行う支援員を配置
- SNS等による相談支援において、被害女性居住市町村との広域的な連携を充実させるため、調整旅費を拡充
- 本格実施に伴い、補助率を国10/10 → 国1/2、都道府県・市・特別区1/2に変更

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区 ＜補助率＞ 国1/2、実施主体1/2 ＜1か所当たりの補助基準額案＞ 26,743千円（①～④全て実施）



困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【新規】

令和3年度予算案213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

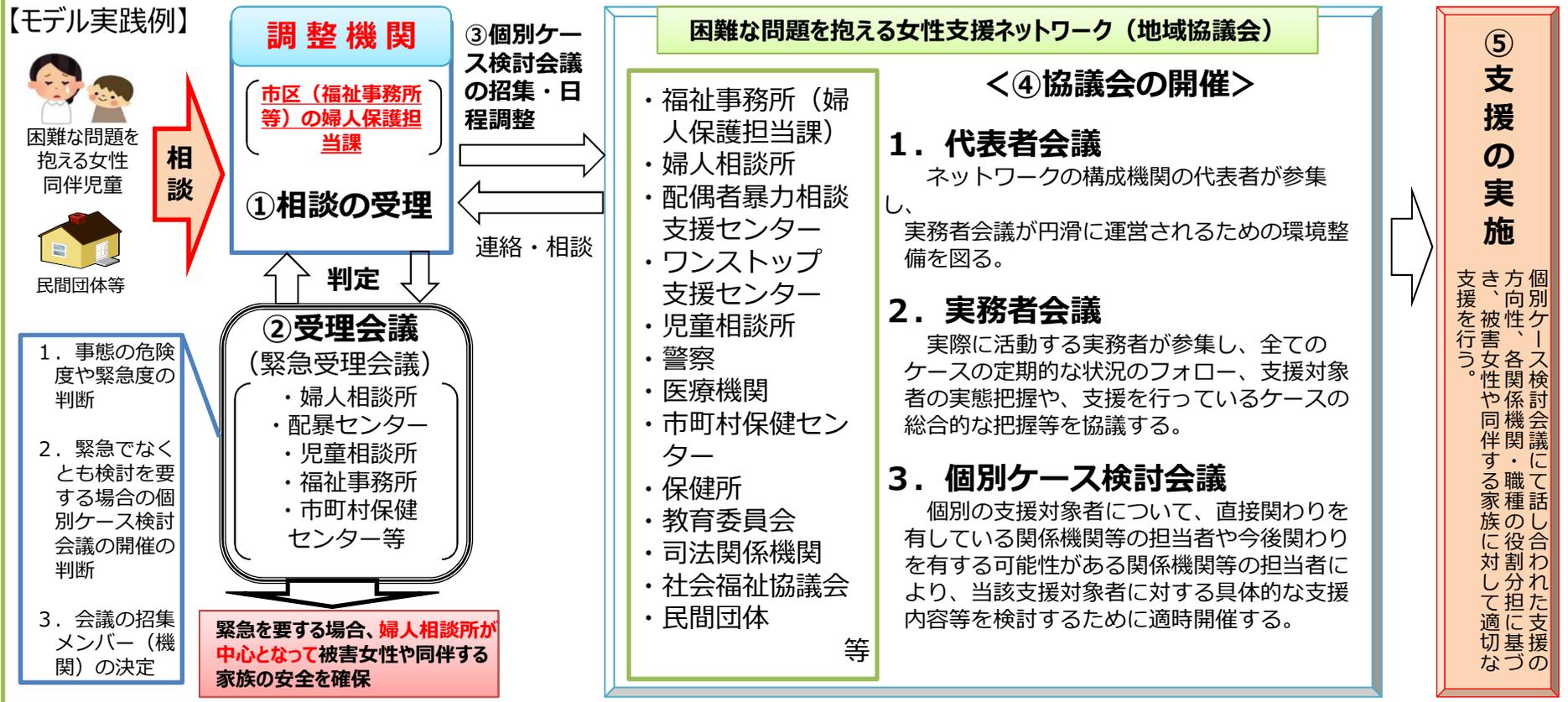
- 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめにおいては、地方公共団体の役割分担の考え方として、都道府県と市町村のそれぞれの役割や強みを活かし、地域コミュニティの状況や支援ニーズ、民間団体などの社会資源の状況に係る地域の多様性も考慮して、施策を推進していくことの必要性が述べられている。
- さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、困難な問題を抱える女性に、より大きな負担が心身ともに生じている状況も踏まえ、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等、都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営への支援を行う。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

【補助基準額案】 1自治体当たり 8,519千円

【モデル実践例】



婦人保護施設措置費

(令和3年度予算案)

23億円

(婦人保護事業費負担金) 9億円

(婦人保護事業費補助金) 13億円

<拡充の内容>

【一時保護委託費の拡充】(婦人保護事業費負担金)

◆ 同伴児童学習支援加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、DV被害者等に同伴する子どもの教育のための環境整備を図るため、学習指導員の配置や、教材の購入等を行った場合に加算する。

◆ 心理的ケア対応加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、カウンセリング等による心理的ケアを行うため、心理療法を担当する職員を配置した場合に加算する。

◆ 個別対応加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、障害等を複合的に抱え、特に個別の対応が必要な入所者に対して支援を行うため、個別対応職員を配置した場合に加算する。

◆ 人身取引被害者等支援加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、外国人被害者へのきめ細かな支援の充実を図るため、通訳者を雇上げた場合に加算する。

(事業の目的・内容)

売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び配偶者からの暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行い、その実施に要する費用として都道府県等が支弁した経費に対し国が負担(補助)する。

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

(補助率) 国 5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 10)

4. 不妊症・不育症への支援

不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

令和2年度第三次補正
予算案：370億円

目的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第三次補正予算により実施するもの。

令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度12ヶ月分（計15ヶ月分）について、第三次補正予算案に計上。

事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回 **30万円**
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回 **10万円**
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（**1子ごと**）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は **30万円** ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

現行の支援制度

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

支援拡充案

- ✓ 所得制限：撤廃
- ✓ 助成額：1回 **30万円**
- ✓ 助成回数：**1子ごと** 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：変更せず

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
 - 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
 - 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用
- ※ 原則、法律婚の夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

不育症検査費用助成事業

R3予算案：12億円・新規

目的

- 保険適用されている検査については、保険診療における実施を促しつつ、現在、研究段階にある不育症検査について保険適用を目指した助成制度を創設し、患者の自己負担軽減を図る。

概要

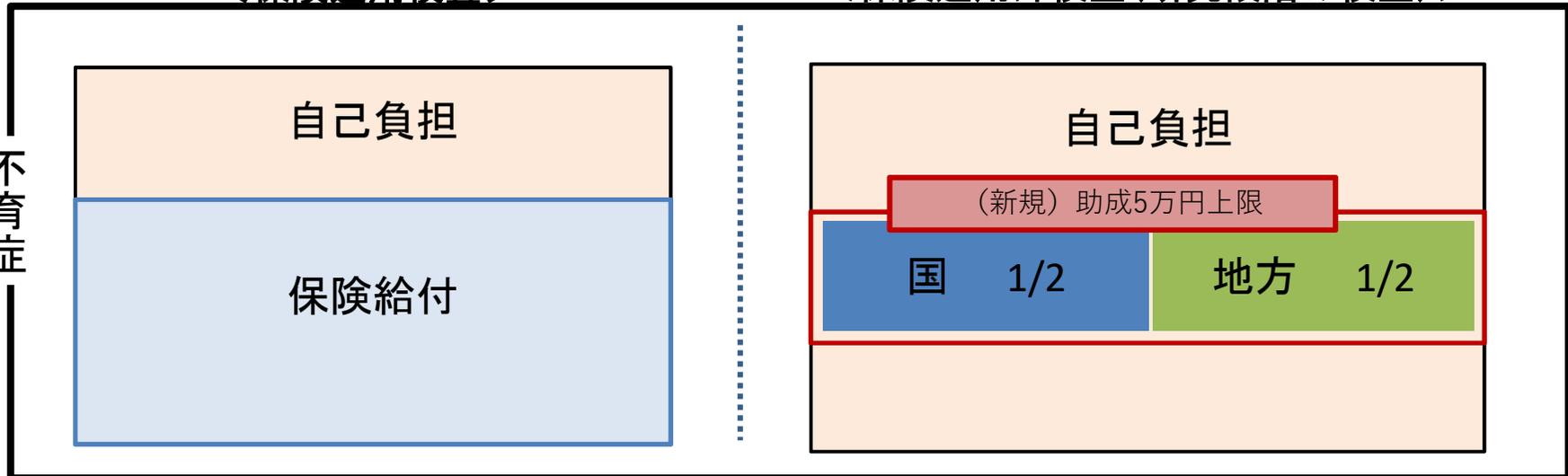
- 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- 助成額：一回 5万円を上限
- 負担割合：国1/2、都道府県等 1/2
- 保険適用されている検査について保険診療で実施していること
- 現在、研究段階にある検査のうち、保険外併用の仕組みで実施するもの※(例：流産検体の染色体検査)を対象に、自治体が行う助成に対し、一定の補助を行う ※先進医療と呼ぶ

<保険適用検査>

<保険適用外検査(研究段階の検査)>

助成制度のイメージ

不育症



今後の予定 (先進医療として実施することを想定)

来春目途

関係学会において対象とすべき検査等の決定



申請医療機関での情報収集等の体制整備

申請



先進医療会議における審議・承認

告示



厚生局への届出医療機関で実施

不妊症・不育症への相談支援等

①不妊専門相談センター事業

- 不妊症や不育症について悩む夫婦等を対象に、夫婦等の健康状況に的確に応じた相談指導や、治療と仕事の両立に関する相談対応、治療に関する情報提供等を行う。

- ・ 補助率：国1/2、
都道府県等1/2



相談支援等の実施

②不妊症・不育症支援ネットワーク事業

- 不妊専門相談センターと自治体(担当部局、児童相談所等)及び医療関係団体、当事者団体等で構成される協議会を設置し、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等を推進し、不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

- ・ 補助率：国1/2、
都道府県等1/2



関係機関間の協議会

③不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業

- 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を、国において実施する。

<研修内容>

- ①不妊症・不育症に関する治療
- ②不妊症・不育症に悩む方との接し方
- ③仕事と治療の両立
- ④特別養子縁組や里親制度 など



研修会の実施

④不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業

- 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成のため、国において普及啓発事業を実施する。

<実施内容の例>

- ①全国フォーラムの開催
- ②不妊症・不育症等に関する広報の実施
- ③不妊治療を続け、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度等の普及啓発 など



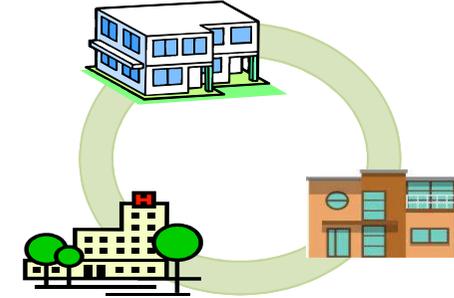
全国フォーラムの開催等

不妊症・不育症支援ネットワーク事業

R3予算案:4.2億円・新規

1. 目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。



2. 事業内容

- 不妊専門相談センターと自治体（担当部局、児童相談所等）及び医療関係団体、当事者団体等で構成される協議会を設置
- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施
- 不妊症・不育症患者への心理社会的支援に係るカウンセラーの配置
- 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施 など

3. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市のうち、不妊専門相談センター事業を実施している自治体

4. 予算額、補助率

- 補助基準額：不妊専門相談センター事業を実施する自治体において、当事業を行う場合、1,040万円の加算を実施
- 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

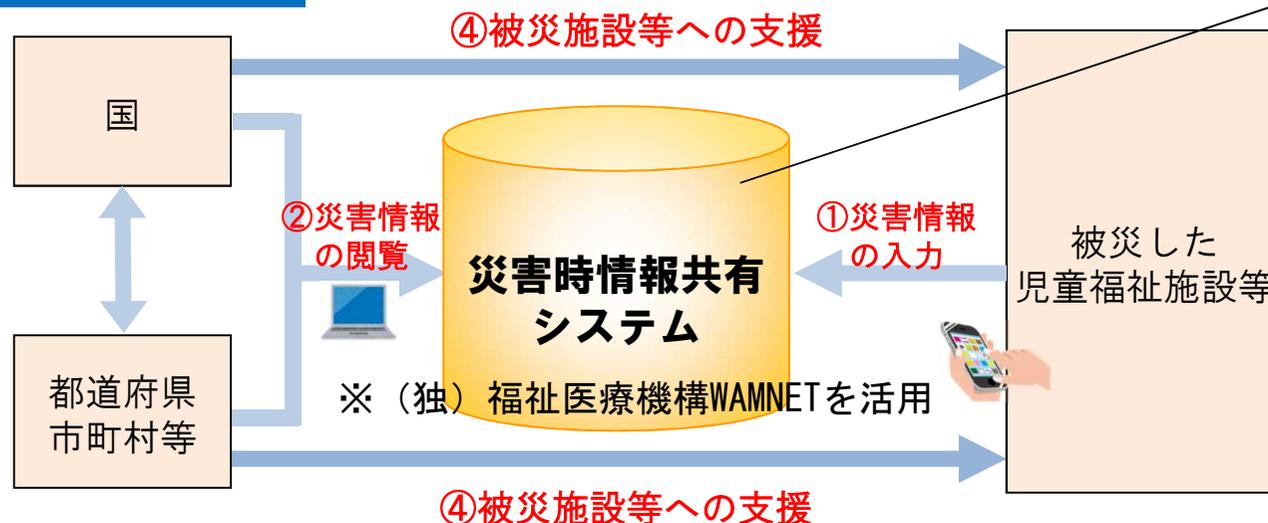
5. 児童福祉施設等の防災・減災対策

児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用について

事業概要

災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、今年度、児童福祉施設等に係る災害時情報共有システムの構築を進めており、令和3年度より運用を開始する予定としている。

システムイメージ



システムで取扱う主な災害情報

- ・ 人的被害の有無
- ・ 建物被害の有無
- ・ 建物被害の状況
- ・ ライフライン（電気・水道等）の状況
- ・ 物資（食料・飲料水等）の状況
- ・ 支援の要否
- ・ 避難又は開所の有無 など

システム化によるメリット

- 被災施設等への支援の迅速化
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化
※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

<今後の予定>

- 令和3年1月下旬～2月中：①災害発生時の自治体連絡先メールアドレスの登録
②施設基本情報の登録（情報公表システムにない又は未登録の情報）
③災害発生時の施設、事業所担当者メールアドレスの登録
- 令和3年3月中旬以降：上記①で登録されたメールアドレス宛にシステムログインのテストメールを送信
- 令和3年4月以降：災害時情報共有システムの操作説明会（WEB上で公開予定）

(参考1) 令和3年度子ども家庭局
予算案の概要

令和3年度予算案の概要 (子ども家庭局)

「新子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」等に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

《主要事項》

第1 「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防・早期発見
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算案等	増▲減額	伸び率
一般会計 (3次補正含む)	4,805	5,688	+883	+18.3%
うち当初予算案	4,805	4,560	▲245	▲5.1%
うち令和2年度3次 補正予算案	0	1,128	—	—
東日本大震災復興 特別会計	3.5	2.5	▲0.9	▲26.8%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

※ 令和2年度予算額は、臨時・特別の措置(97億円)を除く。

令和3年度予算案における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

・子ども・子育て支援の充実	7,000億円
子ども・子育て支援新制度の実施(内閣府所管)	6,526億円
社会的養育の充実(厚生労働省所管)	474億円

※「新子育て安心プラン」に基づく保育の運営費等(3～5歳児相当分)について、令和3年度に限り、令和4年度から医療・介護分野において不妊治療の保険適用の財源として充当する予定の消費税増収分を1年間限りで一時的に活用。令和4年度以降については、児童手当(特例給付)の見直し等により、別途、安定的な財源を確保することとし、令和3年度予算案において、223億円(公費)を計上。

第1 「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、不安を抱える若年妊産婦や多胎児妊産婦への支援の充実等を図る。

1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

(令和2年度当初予算額) (令和3年度予算案(3次補正含む))
1,085億円 → 1,447億円
(うち3次補正予算案 478億円)

※令和2年度当初予算額は臨時・特別の措置を除く(以下同じ)

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

(1) 保育の受け皿整備

- ・ 「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施する。
- ・ ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【令和2年度3次補正予算案】

○待機児童解消に向けた保育の受け皿整備 317億円
保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

- ・ 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ・ 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ・ 保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。
- ・ 保育士の補助を行う保育補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、コロナ禍にあっても保育を継続的に実施するために尽力している保育士の業務の負担を軽

減する。

- ・ 保育士宿舍借り上げ支援事業について、対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。
- ・ 保育士・保育所支援センターの機能強化を図るため、情報発信機能の強化や管内の保育所等を巡回してマッチング機能の向上を図るとともに、シルバー人材センターとの連携や保育補助者等のマッチングを新たに実施する。

【令和2年度3次補正予算案】

○保育分野におけるICT等導入支援 14億円
保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で都道府県が実施する保育士等キャリアアップ研修等が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

○保育士修学資金貸付等事業の貸付原資の確保 29億円
保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資を積み増す。
(貸付後、一定期間の就業等により返還を免除)

(3) 多様な保育の充実

- ・ モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。
- ・ 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、広域的保育所等利用事業(巡回バス事業)について、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- ・ 特別な配慮が必要な児童のうち、外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等について、加配保育士2名分の補助基準額を適用するよう拡充する。

【令和2年度3次補正予算案】

○保育所等における新型コロナウイルス対策支援事業 117億円
令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入、保育所等の消毒に必要な経費支援を行う。

(4) 認可外保育施設の質の確保・向上

- ・ 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- ・ 指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない

認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

2. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施（一部社会保障の充実）

（令和2年度当初予算額） （令和3年度予算案（3次補正含む））

31,918億円 → 32,135億円
（内閣府予算（一部厚生労働省予算を含む））
（うち3次補正予算案 65億円）

（1）教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

① 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

② 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〈令和3年度予算案における主な充実事項〉

- ・ 利用者支援事業
基本型について、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う経費を支援
特定型（保育コンシェルジュ）について、待機児童数が50人未満である市区町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能に実施要件を見直し
母子保健型について、困難事例への対応等の支援を行う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等）を配置するため、単価を拡充
- ・ 放課後児童クラブ
放課後児童クラブの育成支援の質の向上等を図るため、遊びや生活の場の清掃消毒等の運営に関わる業務、児童が宿題等に取り組むような促しや進捗管理等の

サポート等、育成支援の周辺業務を行う職員を配置した場合の加算を創設

また、放課後児童クラブにおける質の向上を図るため、第三者評価を受審した場合の加算を創設

・ 地域子育て支援拠点事業

両親共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合の加算を創設

・ 病児保育事業

補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、利用児童数の変動によらない基本単価を引き上げ

・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等と連携を行った場合の加算を創設

等

※地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業者からの拠出金を充当（913億円）

【令和2年度3次補正予算案（内閣府計上）】

○地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業

65億円の内数

令和2年度1次、2次補正予算（厚生労働省計上）に加え、新たに職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、市区町村が事業所等に配布するマスク等の購入、事業所等の消毒に必要な経費支援を行う。

○放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

65億円の内数

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要となる経費支援を行う。

③ 重層的支援体制整備事業（厚生労働省に計上）

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業を実施する市区町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。

- ・ 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業

(2) 放課後児童クラブの受け皿整備

(一部社会保障の充実)

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備を図るとともに、引き続き施設整備費の補助率嵩上げを行う。

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援【一部新規】

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の運営を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

〈令和3年度予算案における主な充実事項〉

「新子育て安心プラン」に基づき、割引券の補助枚数を子ども1人につき1日1枚から2枚に引上げ

ウ 子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成事業（仮称）

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

(4) 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

「全世代型社会保障改革の方針」において、児童手当については、「少子化社会対策大綱」等に基づき、高所得者の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとされた。

「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定） 抜粋

児童手当については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）等に基づき、高所得者の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者）を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年（2022年）10月支給分から適用する。

これらのために、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入について、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

¹ 子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合

3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和2年度当初予算額) (令和3年度予算案(3次補正含む))

277億円 → 576億円

(うち3次補正予算案 417億円)

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部新規】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。併せて、困難事例への対応等の支援を行う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等）を配置するための単価の拡充を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業を実施するほか、令和3年度においては、産後ケア事業について、母子保健法の改正により法的に位置づけられ、施行されることや、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）を踏まえ、全国展開を目標に実施箇所数の増を図る。
- ・ 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPO等によるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。
- ・ 育児等に対する孤立感や負担感が大きいと、様々な支援が必要とされる多胎妊産婦等を対象に、育児サポーターを派遣し、産前・産後における育児に関する介助

等の支援を行う事業について、市町村の規模に応じて拡充し事業の推進を図るとともに、多胎児を妊娠した方に対し、単胎の場合よりも負担が大きい妊婦健康診査の費用を補助することで、多胎妊産婦等への負担軽減を図る。

- ・ 出産や子育てなど、急激な環境の変化により、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応としての相談支援に係る費用の補助を創設する。
- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援するとともに小規模の産科医療機関等における聴覚検査機器の購入に対する支援を引き続き実施する。
- ・ 妊婦等への出生前検査（NIPT 等）に係る相談支援体制の整備として、疑問や不安に対する相談支援の実施、子の出生後における生活のイメージを持っていただくために、障害福祉関係機関等との連携や、相談支援員の研修に係る補助を創設する。

【令和2年度3次補正予算案】

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 46 億円
新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦へ野相談支援等や、健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援を行う。

○産後ケア事業所における新型コロナウイルス対策支援事業 1.6 億円
産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的都市、市区町村が施設へ配布するマスクや消毒液等の一括購入や、施設の消毒に必要となる経費等に対する補助を行う。

(2) 不妊症・不育症への支援

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、保険適用までの間、大幅な拡充を行うとともに、不妊症・不育症への総合的な支援を行う。
- 不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。
- 不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため不妊専門相談センターと自治体（担当部局、児童相談所等）及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施する。

【令和2年度3次補正予算案】

○不妊治療への助成 370 億円
不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、所得制限の撤廃、助成額の拡充（現行1回15万円（初回のみ30万円）のところ、1回30万円とする）等を行う。

(3) 予防のための子どもの死亡検証体制整備【拡充・一部新規】

- ・ 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。
- ・ 令和3年度においては、国において、令和2年度から既に実施している都道府県が収集したデータや提言を集約することや、都道府県におけるデータの検証に対する技術的支援を実施し、今後の制度化に向けた検討材料とする。

(4) 成育基本法に基づく取組の推進【拡充】

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21（第2次）」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、成育過程にある当事者も含めた社会全体に対し効果的な普及啓発等を実施する。

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防・早期発見

(令和2年度当初予算額) (令和3年度予算案(3次補正含む))

1, 623億円の内数 → 1, 834億円の内数

(うち3次補正予算案 166億円の内数)

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【一部新規】(一部再掲)

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。併せて、困難事例への対応等の支援を行う専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等)を配置するための単価の拡充を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施(一部社会保障の充実)
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業を実施するほか、令和3年度においては、産後ケア事業について、母子保健法の改正により法的に位置づけられ、施行されることや、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)を踏まえ、全国展開を目標に実施箇所数の増を図る。
- ・ 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産前・産後母子支援事業を推進する。

(2) 地域における子どもの見守り体制の強化

- ・ 児童の安全確認等のための体制強化を図るため、児童相談所や市区町村に子どもの状況確認を行うための職員を配置するための補助の拡充を行う。
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応を一層推進するため、市区町村における地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等を訪問する取組に対する補助を行う。

【令和2年度3次補正予算案】

- 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り支援の強化 36億円
 - ・ 子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向け、引き続き財政支援を行う。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(令和2年度当初予算額) (令和3年度予算案(3次補正含む))

1, 647億円の内数 → 1, 802億円の内数

(うち3次補正予算案 166億円の内数)

(1) 児童相談所の体制強化等【一部新規】

- ・ 児童福祉司の人材確保を進めるため、通信課程(1年)を活用した任用資格の取得を支援する事業を創設するとともに、自治体が行う採用活動への支援について、今後、児童相談所を設置する予定の自治体を補助対象に加えるよう、事業を拡充する。
- ・ 児童虐待等に関する研修実施体制の強化を図るため、オンラインによる研修の充実のほか、児童相談所の指導的な立場の職員に対する各ブロック単位での研修の実施に取り組むとともに、人材育成のために他の自治体の児童相談所へ職員を派遣する取組に対して支援(広域的なマッチング)を行う仕組みを構築する。
- ・ 更なる一時保護の受け皿整備のため、民間施設において一時保護の委託先となる施設整備を行う際の改修費の補助対象について、賃貸物件以外の物件の改修についても対象となるよう、事業を拡充する。

【令和2年度3次補正予算案】

- ICTの活用等による児童虐待・DV等の相談支援体制の強化 4.1億円
 - ・ 児童相談所、婦人相談所及び児童養護施設等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。
- 児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制(SNS版「189」)の構築 6.6億円
 - ・ 子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各児童相談所がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。
- 児童相談所におけるAIの活用促進 80百万円
 - ・ AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組(仕様書の作成等)を実施する。
- 児童相談所相談専用ダイヤルの無料化 45百万円
 - ・ 児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189)について、無料化を行う。

(2) 一時保護に対する支援の充実

- ・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、本体施設とは別に、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が加算されるが、一時保護の受け皿確保を進めるため、該当施設以外の施設（障害児入所施設等）についても同様に事務費が支弁できる仕組みとする。
- ・ 保護者が新型コロナウイルスに感染し、入院した場合等において、濃厚接触者となった児童を医療機関で保護する際、医療機関に対して、一時保護委託手当の支弁を可能とする。
- ・ 乳児院への入所措置の場合に設けられている病虚弱等児童加算について、一時保護委託の際にも適用することとする。

【令和2年度3次補正予算案】

- 新型コロナウイルスに感染した保護者の児童を保護する体制の整備 6.2億円の内数
- ・ 濃厚接触者となった児童を保護することが必要な場合において、宿泊施設の借り上げ費用や看護師の配置費用等に対して支援を行う。

(3) 市区町村における取組の充実

- ・ 市区町村における相談支援体制の強化に向けて、引き続き、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして派遣する取組を拡充する。

【令和2年度3次補正予算案】

- ICTの活用等による児童虐待等の相談支援体制の強化（再掲） 4.1億円

(4) 子どもの権利擁護の推進

- ・ 子どもに対し、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制を構築するためのモデル事業を実施する。
- ・ 児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰の禁止や体罰等によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

(5) 関係機関間の連携等の強化

- ・ 官・民連携による効率的な運営を図るため、保護者指導を行う民間団体育成のためのアドバイザー派遣・実地訓練等に係る費用の補助等を行うとともに、児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援するため、事業を拡充する。

【令和2年度3次補正予算案】

- 要保護児童等に関する情報共有システムの整備 5.3億円
- ・ 児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援する。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(令和2年度当初予算額) (令和3年度予算案(3次補正含む))

1,646億円の内数 → 1,803億円の内数
(うち3次補正予算案 166億円の内数)

(1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進

- ・ 「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」等の目標の実現に向けて、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充を図る。
 - 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）
 - 目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を創設
 - 市区町村と連携して里親等委託推進のための取組を行うため、フォスタリング機関に対して市区町村との連絡調整に必要な費用を支援
 - 障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設
 - フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業を創設
- ・ ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、補助者を配置するための補助を拡充するとともに、児童養護施設等における一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加する。
- ・ 子どもの出自を知る権利に関する支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、養親希望者の手数料負担の更なる軽減を実施するなど、特別養子縁組の取組を推進する。

(2) 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化等の推進【一部新規】 (一部社会保障の充実)

- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けて、以下の拡充を図る。
 - 意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、自治体における整備候補地の確保に向けた取組等を支援する。
 - 都市部等における取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員の下限を4人（現行6人）まで引き下げる。
 - 本体施設の基幹職員が地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任できるように、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算を創設する。
- ・ 里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、以下の

拡充を図る。

- 里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置する。
 - 施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム、自立援助ホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置する。
 - 市区町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業（施設機能強化推進費加算）を創設する。
 - 乳児院等の地域支援の取組を推進するため、地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、家庭支援専門相談員加算の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）を緩和する。
- ・ このほか、施設における医療機関との連携体制を強化するため、嘱託医手当の拡充を行うほか、予防接種費用の対象を拡大する。

(3) 自立支援の充実

- ・ 子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援が実施できるよう補助を拡充するほか、メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、医療機関等との連携に必要な経費の補助を創設する。また、民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助や、退所者の法律相談に対応するための補助を創設する。
- ・ 児童養護施設等の退所者に対して、入院時の身元保証に対する補助を創設するとともに、保証人の範囲の拡大や同一の保証人から複数の保証を受けられるようにするなどの運用改善を行う。
- ・ 母子生活支援施設に退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援の充実を図る。
- ・ 自立援助ホームの体制を強化し、自立に向けた取組を促進するため、管理宿直職員を配置し、指導員等の負担を軽減する。

【令和2年度3次補正予算案】

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の貸付原資等の確保 3.6億円
- ・ 児童養護施設退所者等に対する自立支援の充実を図るため、就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費や家賃相当額等の貸付を行い、一定期間の就業継続により返還を免除する自立支援資金貸付事業について、安定的な運営を図るための貸付原資を補助する。
 - ・ 併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、貸付金額（生活費貸付）の増額期間を延長する。

(4) 児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援

【令和2年度3次補正予算案】

- 児童養護施設等における新型コロナウイルス対策支援事業（一部再掲） 6.2億円
- ・ 児童養護施設等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、マスク等の購入や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための施設の個室化に要する改修費（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げする。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。

加えて、養育費相談支援センターや地方自治体における養育費に関する相談支援の充実・強化するとともに、離婚前からの親支援の充実及び養育費の履行確保に資する先駆的な取組の推進を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(令和2年度当初予算額) (令和3年度予算案(3次補正含む))

1, 756億円の内数 → 1, 761億円の内数
(うち3次補正予算案 4.7億円)

(1) 支援につながるための取組

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ひとり親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

【令和2年度3次補正予算案】

○ひとり親家庭のワンストップ相談体制の構築・強化 4.0億円

- ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る自治体の取組を支援する。

② 相談支援の充実【一部新規】

- ひとり親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援を実施する。

- 母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助をする。
- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールや動画などによる研修ツールを作成し、相談員の専門性の向上及びひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。

③ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。

④ ひとり親家庭等生活支援事業（親の学び直し支援）の実施

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【令和2年度3次補正予算案】

○子どもの生活・学習支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援

6.6百万円

- ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や学習室等の消毒等に必要となる経費を補助する。

⑤ ひとり親家庭に対する住居費支援の実施【新規】

- 母子・父子自立支援プログラムに沿って、就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

(2) 就業支援

① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合、修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修学する場合には、4年間の支給を可能とする。
- 併せて、母子家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金についても同様に4年間の支給を可能とする。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

③ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

- ・ ひとり親家庭に対する就業支援の中心的な役割を果たしている母子家庭等就業・自立支援センターに、認定心理士や産業カウンセラー等の心理カウンセラーを配置し、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。

④ ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

(3) 養育費確保支援

① 養育費相談支援センター事業の実施

- ・ 養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。
また、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士による法律相談体制の構築を図る。

② 養育費等支援事業の推進

- ・ 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を行う。
・ また、SNSによるオンライン相談、弁護士による法律相談、外国籍を有する家庭への対応、託児サービスの充実など相談支援体制の強化を図る。

③ 離婚前後親支援モデル事業の推進

- ・ 養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。
・ さらに、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図る。また、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する支援を行う。

④ 面会交流支援事業の実施推進

- ・ 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、

面会交流の円滑な実施を図る。

(4) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当について、障害基礎年金等の受給者について併給調整の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給することができるようにする。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金による子どもの修学に必要な資金等の貸付を行う。

2 困難を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進【一部新規】

(令和2年度当初予算額) (令和3年度予算案(3次補正含む))
206億円の内数 → 302億円の内数
(うち3次補正予算案 66億円の内数)

- ・ 公的機関と民間支援団体が連携してアウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業として実施してきた若年被害女性等支援事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行する。
- ・ 婦人相談所において、DV被害者、性暴力被害者などの相談に、土日祝日を含め、24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営を支援する。
- ・ 民間支援団体への一時保護委託の積極的な活用を進めるため、同伴児童に対する教育のための環境整備や人身取引被害者への支援等に係る一時保護委託費の拡充を図る。

【令和2年度3次補正予算案】

○婦人相談所等における新型コロナウイルス対策（再掲） 62億円の内数

- ・ 婦人相談所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、マスク等の購入や、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、婦人相談所等における感染症対応力を底上げする。

○ICTの活用等による児童虐待・DV等の相談支援体制の強化（再掲） 4.1億円の内数

- ・ 児童相談所、婦人相談所及び児童養護施設等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

（令和2年度当初予算額） （令和3年度予算案）

3.5 億円 → 2.5 億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等について、各自治体の復興計画に基づく、施設の復旧に必要な経費の財政支援を行う。

※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく災害復旧費補助の補助率嵩上げ分の追加財政支援。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

（令和2年度当初予算額） （令和3年度予算案）

155 億円の内数 → 125 億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

東日本大震災で被災した子どもの心身の健康面への影響等を踏まえ、親を亡くした子ども等への相談・援助など、総合的な支援を行う。

(参考2)照会先一覽

子ども家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. (1)「新子育て安心プラン」について (P. 1～)	保育課	待機児童対策係	鹿江 健	4840
		予算係	堀江 博朗	4837
1. (2) 保育人材の確保に向けた総合的な対策について (P. 10～)	保育課	保育士対策係	岡本 裕太	4858
1. (3) 新型コロナウイルス感染症対策について (P. 12～)	保育課	企画調整係	有瀧 悟史	4835
		保育調整係	小橋口 啓	4855
2. (1) 放課後児童クラブについて (P. 21～)	子育て支援課	健全育成係	今野 健宏	4845
2. (2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について (P. 25～)	母子保健課	母子保健係	荒田 英治	4975
3. (1) 児童虐待防止対策の強化について (P. 36～)	家庭福祉課 虐待防止対策室	児童相談係	村木 建治	4865
		分析評価 指導専門官	松永 孝昌	4864
3. (2) 社会的養護の充実について (P. 41～)	家庭福祉課	指導係	松浦 篤	4878

子ども家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
3. (3)ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について (P. 44～)	家庭福祉課 母子家庭等自立支援室			
(ひとり親家庭等の自立支援の推進)		生活支援係	鈴木 彰	4887
		就業支援係	多鹿みさ	4888
		扶養手当係	樋口 大輝	4889
(困難な問題を抱える女性への支援等の推進)		女性保護係	鈴木 充	4885
4. 不妊症・不育症への支援 (P. 57～)	母子保健課	予算係	塚田 晃成	4977
		母子保健係	荒田 英治	4975
5. 児童福祉施設の防災・減災対策 (P. 61～)	子育て支援課 施設調整等業務室	調整係	下間 総	4964
(参考1)令和3年度子ども家庭局予算案の概要 (P. 62～)	書記室	経理係	石崎 裕義	4806